

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、総務課長より発言の申し出がありますので、これを許します。総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

貴重なお時間をお借りし、誠に申し訳ございません。去る9日に議案の上げが行われたところでございますが、議案目次における議第66号の議案名の記載について、一部誤りがございました。現在、議第66号は「尾花沢市教育委員の任命について」となっておりますが、正しくは「尾花沢市教育委員会委員の任命について」でありました。委員会の記入が漏れていたところがございます。

また、議案目次の誤りにより、議事日程表においても同様の記載となっております。誠に申し訳ありませんが、議案目次及び議事日程表の訂正について、ご許可をいただきたく、よろしく願い申し上げます。

なお、議案書そのものに関する誤りはございません。大変申し訳ございませんでした。

◎議長(大類好彦議員)

ただ今、総務課長から議案目次及び議事日程表の訂正の申し出がありました。

お諮りいたします。総務課長からの申し出のとおり、議案目次及び議事日程表の訂正を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、総務課長からの申し出のとおり、議案目次及び議事日程表の訂正をすることに決しました。

次に、農林課長より発言の申し出がありますので、これを許します。農林課長。

◎農林課長(本間純君)

貴重なお時間をいただき、誠に申し訳ございません。お手元にお配りしております正誤表のとおり、平成30年度主要な施策の成果と予算執行の実績報告書の48ページ中、下段の休廃止鉱山公害防止事業の財源内訳の国県支出金356万4,000円とありますが、3,536万4,000円の誤りでしたので、訂正いただきますようお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

◎議長(大類好彦議員)

ただ今、農林課長より平成30年度主要な施策の成果と予算執行の実績報告書の訂正の申し出がありました

ので、議長においてこれを許可いたします。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めます。

日程第1、一般質問を行います。発言通告のあった議員は、1番菅野修一議員、2番星川薫議員、4番安井一義議員、6番奥山格議員、7番青野隆一議員、8番鈴木由美子議員、9番和田哲議員、10番小関英子議員、11番塩原未知子議員、以上の9名であります。

発言の順序は、議長より指名いたします。なお、質問、答弁を含め、1議員1時間の持ち時間制となりますので、質問に対する当局側の答弁は、質問者の時間制約もありますので、ご協力をお願いいたします。

まず、8番鈴木由美子議員の発言を許します。鈴木由美子議員。

〔8番鈴木由美子議員登壇〕

◎8番(鈴木由美子議員)

おはようございます。一般質問の初日、冒頭一言申し上げます。このたび多くの方々からご支援をいただき、議席をいただきました。また本日は市民の皆様から大変お忙しい中、傍聴にお越しいただいております。本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。市民の皆様のお一人お一人がこの尾花沢で暮らす価値を高め、前向きに希望を持って生活していただけるよう、小さな声を拾い集めて、行政と一緒にさまざまな課題に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、一般質問を通告にしたがってさせていただきます。大きく5つの質問がございますので、ご答弁よろしく願いいたします。

まずはじめに、尾花沢小学校及び尾花沢中学校スクールバス対応地区の再編と、降車地を学校の前に統一することについてですが、2項目についてお答え願います。

1つ目、現在尾花沢小学校のスクールバスは3路線確保されておりますが、うち2路線は路線バスを活用しております。路線バスを活用したスクールバスは、小学校の正門まで行かずに、朝は小学校最寄りのバス停で停車しております。その2路線の地区は、少子化が著しく、通学班編成も困難な状況であり、ごく少人数でバス停から小学校までの間を歩いて登校しております。そこでスクールバス扱いの路線バスも、他のスクールバスと同様に、降車地を学校の正門近くに統一し、安全と平等なサービスを提供してはかがか、お伺いいたします。

2つ目です。新町東地区の取上地区については、元から尾花沢小学校、中学校の学区のため、スクールバ

スの対象外となっております。しかし、通学路の県道には歩道がなく、朝晩の車の交通量が多い上に、スピードを出す車両も多く見かけられます。さらに冬期間は積雪により道幅が狭くなり、安心して歩けない状況にあります。今年4月から新町東育成会で話し合い、通学班を2つに分け、取上地区の小学生4名は自主的に、朝7時37分の鶴子線の路線バスに乗車して登校しておりますが、登校時間がぎりぎりになってしまっているようです。この道路では交通事故も過去に発生しており、さまざまな危険が想定されるため、子どもたちの安全確保のために、スクールバス通学についてご検討をお願いいたします。

次に東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン登録の件及び、これからの海外国内の姉妹都市、友好都市を結ぶ尾花沢市の展望については、3項目についてお答え願います。

1つ目、2020年7月24日より開催される東京オリンピック・パラリンピックにおける本県のホストタウン登録状況は、平成31年3月末時点で14市町村と、東北で最も多い数となっているようですが、市として登録していないのは尾花沢市のみという状況であります。過去にホストタウンの登録にチャレンジした経緯の有無と、なぜ申請できなかったのか。また申請登録には、どのような条件や障害があるのかをお聞かせ願います。

2つ目、ホストタウンに登録してなくても、オリンピック・パラリンピックに市としてどのような関わりが持てるのかお聞かせ願います。

3つ目です。日本全体としても人口減少が課題となっている中、インバウンドによる経済効果が期待される場所でもあります。本市には銀山温泉があり、年間約1万5,000人ほどの海外のお客様が宿泊され、その数は近隣市町村より抜きん出ております。しかしそれは特定の地区に限られており、市全体レベルでの国際交流にはたどり着いていない現状にあります。尾花沢市も国際的な交流人口を拡大させ、地域活性化や国際感覚豊かな人材育成のために、今から近隣諸国との交流をしていくべきと考えますが、姉妹都市、友好都市、親善都市を含めて、市としての将来展望についてお聞かせ願います。

次に市民外国語講座の開設についてお答え願います。市内の小中学校ではALTの先生による英語の授業や、夏休み中のイングリッシュキャンプ開催で、英語力とコミュニケーション能力の強化が図られており、関係者の方々のご尽力に感謝いたします。以前より言われてきた英語力向上はもとより、中国語圏の方々の観光

での来市が年々増えている状況を踏まえ、市民英語講座や大人向けイングリッシュキャンプ、中国語、台湾語講座の開催をしてみたいかと思いますが、以前は平日夜間に市民英語講座がございましたが、ALTの先生方の契約の面で問題があるとお聞きしました。新たな契約も検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に山形農業女子ネットワークについてですが、こちらは2019年2月15日金曜日に、山形農業女子ネットワークが設立されました。このネットワークは農林水産省が推進する、農業女子プロジェクトのメンバーを中心とした山形県内の女性農業者が、日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を活かして、企業、事業者、団体、学生、消費者との積極的な連携を図りつつ、商品、サービス、情報などといった新たな価値の創造、発信、次世代育成、山形県内外の女性農業者の交流などの活動を主体的に行うことを通じて、自らの意識改革、経営発展、女性農業者の存在感向上、職業として農業を選択する若手女性の増加、山形の農業の発展に資することを目的としております。そこで次の2つの項目についてお答え願います。

1つ目です。山形農業女子ネットワークには、現在尾花沢市からの参加がないようですが、市内の女性農業者の人数をお聞かせください。

2つ目です。女性農業者の育成や支援、人材活用について、市のお考えをお聞きしたいと思います。このような事業を多くの方に周知して参加者を募り、活動の後押しをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後の質問です。ご意見箱の設置についてお答え願います。

旧庁舎に設置していたご意見箱の復活を望む市民の声があります。現在は尾花沢市のホームページにご意見、お問い合わせのメールフォームがございますが、パソコンを使えない方もいらっしゃるため、さらなるサービス向上のために、設置についてご検討いただきたいと思います。

またメールでの意見を含め、公開許可のあるものについては、いただいたご意見と市からの返答を公開しますと、市と市民との距離も縮まると思われますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの私の質問はこれで終わりますが、自席での再質問をお許しください。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。ただ今、鈴木由美子議員から大きく5項目についてご質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

最初の、スクールバスに関するお尋ねについては、教育委員会より答弁いただきます。

次に、オリンピック・パラリンピックのホストタウン登録と、今後の姉妹都市等の締結についてのお尋ねです。

ホストタウンは、東京2020大会に向けて、地域の活性化や観光振興などの観点から、参加国との人的、経済的、文化的な相互交流を図る地方公共団体を登録する制度です。登録をするためには、大会に参加する選手や、国との交流により外国を知り日本を伝えたり、オリンピック・パラリンピアンとの交流による競技体験を通じた交流など、交流計画書を作成し認定を受けなければなりません。誘致の手段の1つとして、組織委員会を通じて大会に参加する各国へ、事前トレーニング候補地ガイドに掲載して情報を提供する方法、2つ目として、自治体が選手団に対して直接的、間接的に独自のルートを用いてアプローチする方法がございます。

県内他市の状況を見てみますと、姉妹都市や地元企業とのつながり、世界選手権などですでに合宿で利用している国に対し、独自ルートで事前キャンプの誘致を行い、ホストタウン登録を行っている市町村が多くあります。

本市についても、べにばな国体でハンドボール会場となった施設を有しており、事前トレーニング候補地ガイドへの掲載について検討を行った経緯があります。ガイドへ掲載するには、競技の国際競技連盟基準を満たした練習施設や、宿泊施設などを確保した上で、組織委員会に応募し、参加国からのアプローチを待つこととなります。ハンドボールのIF基準では、国際ハンドボール連盟の仕様に則った人工マットの敷設されたフロアが必要であったり、空調設備機能を有していることなどの基準があります。キャンプの誘致に成功することで、国際交流や地域の活性化などの効果が期待できますが、今年度、市体育館の耐震補強工事を予定していたことや、基準を満たすための施設改修費用も莫大となることを検討した結果、現在の状況となっております。

次に、オリンピック・パラリンピックとの関わりについてですが、本年6月1日、東京2020オリンピック聖火リレーイベントにおいて、聖火リレーのルート概

要が発表され、本市を通過することが発表されております。セキュリティ等の関係や、組織委員会との調整も必要となつてまいります。昭和39年に開催された東京オリンピックの聖火リレーが、多くの市民の皆さんで盛り上りを見せたように、今大会でも市民一丸となりオリンピックを楽しみ、盛り上げることができるような内容となるよう検討してまいります。

また、国内ではパラスポーツも盛り上りをみせております。本市出身の太田渉子選手もパラテコンドーでパラリンピックへの出場を目指しており、今年の3月に有志による、太田渉子選手を応援する会が設立されました。また太田渉子選手のパラリンピック出場が決定した場合は、市挙げて応援ツアーを計画してまいります。太田渉子選手パラリンピックの出場が叶うことを心より応援するとともに、これを契機とし本市でもパラスポーツへの理解や関心を持ってもらえるような取り組みを行ってまいります。

次に近隣諸国との交流を通じた、市の将来展望についてのお尋ねです。

近年のインバウンド効果によって、日本を訪れる外国人旅行者は増加の一途をたどっております。8月21日に観光局より発表された訪日外国人客数の7月推計値は、前年比5.6%増の299万1,000人となり、ひと月としては過去最高を記録したとのことです。本市の銀山温泉においても、平成30年度には台湾の方を中心に、1万5,000人以上の外国人旅行者が訪れており、人口減少によって国内市場が縮小していく中で、インバウンドによる観光消費は、本市の経済効果に大きく寄与しているものと認識しております。

さて、自治体における近隣諸国との交流状況ですが、一般財団法人自治体国際化協会のもとによれば、山形県内においては19の市町村で姉妹都市を締結しているようです。姉妹都市を締結するに至った経緯は、市町村ごとに異なると思いますが、姉妹都市交流は、国際親善や文化交流、さらにはグローバル教育などの効果が期待されます。しかしながら、海外との相互交流には多額の公費負担が必要になることも考えなければなりません。近隣諸国と姉妹都市の締結を考える場合、まずは本市にもたらす効果、そして相手方のニーズを的確に把握しなければなりません。さらには、人的、文化的交流、また経済的交流などを末永く継続していく必要があると考えますので、まずは、本市にとってどのような取り組みが可能か調査してまいります。

続いて市民外国語講座開設についてのお尋ねです。

国際化が進み観光地でのインバウンド消費も上昇傾

向にある中、小中学生だけでなく、大人でもあらゆる面でコミュニケーション能力の向上を図る必要があると考えています。

現状のALTの職務については、就労ビザの関係で指導できる範囲が、学校における、子どもへの指導に限定されております。ALTの活用については、学校現場での、子どもたちとの関わりを充実させることを優先したいと考えています。

また、市民講座については、各地区公民館を主体とし、地域住民の要望を受けて生涯学習講座を開講しており、状況に応じて単年度だけでなく、継続して開講しているところです。地域人材の活用事業として、学校事業や地域活動事業に対する支援を行っていますが、英語のみならず中国語、台湾語を留学や就労などにより、語学指導者として活躍できる方、また外国語だけでなく、さまざまな分野においての技能や専門知識を持つ地域人材の把握に努めていかなければならないものと考えています。地域人材の確保とともに、指導者への支援体制や市民ニーズも含めて、一人ひとりが生きがいを持ち、豊かな人生を送るための生涯学習の推進に取り組んでまいります。

次に、市内の女性農業者の人数に関するお尋ねですが、平成27年2月1日現在で実施された農林業センサス調査結果で申し上げますと、農業就業者数全体で2,415名のうち、女性農業者数は1,112名です。

女性農業者の人材活用につきましては、本市の農業委員に2人、農地利用最適化推進委員にお1人の方から活動をいただいております。女性農業者の視点からも、本市農業の振興に進言をいただいております。

また女性農業者の育成支援については、本市の農業就業人口の約半数を女性農業者が占めており、農作業に従事するほか、産直市場や農家レストランの運営など6次産業化の分野でも活躍されております。しかし近年は、担い手の高齢化や離農などにより平成22年から5年間で、農業就業人口は約2割減少しております。市では農業の担い手を確保すべく、新規就農者支援に力を入れており、市単独の元気な農業支援事業や国の農業次世代人材投資事業を活用し、過去5年間で就農され方は20名のうち2名は女性です。引き続き関係機関とも連携しながら、女性の就農を支援してまいります。

また、若手スイカ農家で構成する、尾楽田の会などを通じた女性農業者の情報交換、交流会の開催についても、関係機関の協力を得ながら検討していくとともに、こうした場面を活用しながら、やまがた農業女子

ネットワークとのつながりに結び付け、女性も元気に楽しく取り組める施策を研究しながら、農業そのもののイメージアップに取り組んでまいります。

次に、ご意見箱に関するお尋ねです。

本市では、かつて市民の方の声をお聞きするためのご意見箱を設置しておりましたが、現在では、市公式ホームページのご意見、お問い合わせメールフォームにてご意見等を頂戴しております。メールにて寄せられる内容は、市外の方からのものが多く、ふるさと納税や観光情報に関するものが大部分を占めております。また、市の施策等に対するご意見については、匿名かつ連絡先等が不明の場合を除き、担当課よりお答えしております。

お尋ねのご意見箱の設置については、市内の店舗などでは、お客様の声を聞くためのアンケート用紙を設置し、お客様よりいただいたご意見等に店長が回答し、店内に掲示している店舗もあるとお聞きしています。こうした取り組みは、まちづくりにも活かせる部分もあると思います。一方で重要なのは、市民の方のご意見を直接お聞きし、市民サービスの向上につなげていくことだと考えます。そのために、私が各地区等に出向いて、市民の声を直接お聞きする、元気な尾花沢を語る会は、まさしくそういった場であると考えます。今後も元気な尾花沢を語る会で皆様のご意見をお聞きしながら、パソコンに不慣れな方のご意見もいただけるよう、ご意見箱の設置も考えていきたいと思っております。

なお、個人情報保護法により公開できるものとできないものがあると想定されますので、内容公開の基準については調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(山口清孝君)

尾花沢小学校のバス通学の件についてお答え申し上げます。

尾花沢小学校では、牛房野、田沢の児童と横内、五十沢の児童が路線バスで、二藤袋、安久戸、和合の児童がスクールバスで登下校しております。その運行には徒歩通学を含めた全児童の安全を最優先としており、下校の際は徒歩通学の児童が帰った後の時間のため、スクールバス、路線バス共に校庭内に入って乗車しておりますが、登校時は、路線バスの小学校到着が、徒歩通学の登校時間のピークと重なるため、安全を考慮して、小学校には入らないで、最寄りのバス停で降車し、そこから通学班で歩いて登校しております。また、

事情により保護者が送るような場合でも、校庭内には入らず、手前の店舗の駐車場で降車するなど、安全対策を図っております。二藤袋、安久戸、和合のスクールバスは、中学校の登校と併用しており、宮沢方面の中学校の登校後に、二藤袋、安久戸、和合と回ってきます。このため、徒歩通学が終わった8時過ぎに到着するため混雑もなく、また、始業時間に時間がないので、校庭で降車している状況でございます。路線バスを利用する児童も、正門近くで降車できるようにとのご提言ですが、小学校周辺は道幅が狭く、危険が伴うバックなどでの方向転換を避けるには、校庭内をロータリー式に一方通行で侵入する必要が出てまいります。さらに、冬期間は積雪により安全確保がさらに困難になるため、登校のピーク時における児童の安全確保やバスの動線確保が課題であります。路線バスの時刻やルートの変更なども伴うことから、学校並びに運行事業者、関係部署による協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、取上地区の登校についてでございますが、数年前から取上地区の児童は、鶴子線の路線バスを利用して登校しております。始業時間に間に合わないという報告は受けておりませんが、図書貸し出しなど、始業前の朝の活動時間が限られる場合は考えられますので、中間休みや昼休みを利用するなど、柔軟に対応するように指導してまいります。また、路線バスの時刻変更が可能かどうかなど、関係部署と協議をしてみたいと考えています。

それから尾花沢小学校及び尾花沢中学校のスクールバス対応地区の再編についてとのご提言でございますが、冬期間は登下校の距離や雪で狭くなる道路等に応じて、児童、生徒の安全確保のため、スクールバスや路線バス対応としている地域はございます。スクールバスなどの利用は、統廃合に伴い、通学距離が遠隔となった場合を原則としております。しかしながら、少子化の進行や放課後児童クラブの利用、それから中学校の部活動ガイドラインへの対応や、新たな統廃合など、児童、生徒の登下校への環境はだいぶ変わってきております。尾花沢小学校、尾花沢中学校だけではなく、市内全体的な見直しが必要と思われるので、各学校や関係部署と現状を共有しながら、検討してまいります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

再質問をさせていただきます。今の尾花沢小学校、

中学校のスクールバス対応の件なんですけども、二藤袋、安久戸、和合のスクールバスは、中学校と併用していらっしゃるのですが、取上地区に関しましては、中学校のスクールバス路線と重なっているということもあるようですので、またこのバスの空席状況などをご確認いただき、乗車可能かどうかも含めて、ご検討いただきたいと思います。課長が仰られており、この地域だけに限らず、もう一度スクールバスの全区間をご確認いただき、夏冬安心して登校できるように、早急な対応をお願いいたします。

次の質問をさせていただきます。

2番の東京2020オリンピック、パラリンピックホストタウン登録の件についてです。このホストタウン登録に向けて、近隣の市では平成27年頃から本格的に誘致に動き出したとお聞きしております。内閣府に登録し決定し、ホストタウン国に来ていただけるよう、人から人への紹介のもと、大使館へ取り次いでもらい、こちらから職員の方が渡航をして、交渉したともお聞きしております。インターネットが普及した時代にはなりましたが、直接会ってお話しし、心を通わせることの重要性を改めて感じ、またその積極性とチャンスを生かすんだという意気込みに感動した次第でございます。こういった大きな取り組みには、大きな投資が必要となるわけですが、このホストタウン登録にあたり、対象となる施設整備費には、日本スポーツ財団等々により、おおむね6割の助成と、対象となる運営費の2分の1は特別交付税としての助成があるようです。その他地元企業にもオフィシャルパートナーになってもらい、協賛で運営しているとのこと。長根山の体育館の改修工事が予定に入ってたということでしたが、いつ頃決まったのでしょうか。いずれにしても、大きな工事をせざるを得ない状況であれば、もっとトータルに考えていただけなかったものかとちょっと残念な思いです。尾花沢には素晴らしい施設がたくさんございますが、多方面に点在しており、それぞれの施設を最大限に活かせてないところがあると思います。それらの維持管理に追われているのでは、もったいないなと思つてるところでございます。オリンピックまで1年を切りましたので、ホストタウンを検討する時間は大変難しくなりました。これからは将来に向けて、もっと機能的に利用できるように、将来人口を見据えた上で、施設環境を見直す取り組みをする必要があると思いますが、いかがでしょうか。よろしくお祈りいたします。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長（五十嵐 満 徳 君）

お答えいたします。ホストタウンを誘致できなかった経過につきましては、ただ今市長のほうから答弁あったとおりでございますけれども、その中で、ただ今のご質問の中で、長根山体育館の工事について、いつ頃工事が決まったのかというご質問もございました。市の各種事業につきましては、市の最上位計画であります尾花沢市の総合振興計画に基づきまして、各種事業を決めているところでございます。毎年5ヵ年計画を策定いたしまして、優先順位を決めながら事業に着手しているところでございますけれども、長根山の市の体育館につきましては、耐震の診断を行ったところ、非常に危険な状態であるという診断結果がございました。市民の安全、安心を考えた場合に、早急な改修が必要ではないかということで、昨年耐震診断の実施設計を行いまして、今年度、耐震診断の補強工事を実施させていただいているところでございます。社会教育課のほうからの答弁は以上でございます。

◎議 長（大 類 好 彦 議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（加 賀 孝 一 君）

今、鈴木議員のほうから、全体的な施設整備は、将来的にどうするのかというご意見を賜りましたので、私のほうから答弁申し上げます。

まず尾花沢市には、議員仰せのとおり、さまざまなエリアに、さまざまな施設がございます。そうしたものを今後どうしていくかということでございますけれども、まず尾花沢市の人口ビジョンというものを作成しておりまして、今後の尾花沢市の人口の動向を見据えております。そうした中で、施設が非常に多いということもございまして、もう少し整理をしながら、必要なものを活かしていくという、方向性が打ち出されてございますので、今年から来年にかけて、尾花沢市の総合振興計画第7次になりますけれども、こちらのほうを策定していく予定でございます。その中で市民のワークショップ等々も含めて、いろいろ議論する場を設けてございますので、そうした中で方向性を見出しければと、考えているところでございます。

◎議 長（大 類 好 彦 議員）

鈴木議員。

◎8番（鈴 木 由美子 議員）

これからはそういった施設のことで、大きな決断を迫られる場面もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

ホストタウンに登録しなくても、オリンピックにどのように関わりが持てるかということに対してですけども、太田選手におかれましては、パラテコンドーで、国内の選手の中でただ1人の女性選手になられました。テコンドーは、東京オリンピック、東京パラリンピックからの新競技になります。新境地にこの太田選手は挑まれたわけですけども、女子の普及のためにも、先頭に立って取り組まれていらっしゃると思います。その勇気と決断にも、市民みんなでエールと声援を送らなければならないと思います。また先日、世界大手飲料水メーカーのボトルに、外国の方が山形をイメージしたもののトップ3の中に、1位の銀山温泉のデザインが採用されたということに、それだけ尾花沢市も注目を浴びているまちだと、再確認した次第です。そのことを受け、さらに銀山温泉への外国のお客さんも増えるのではないかと、期待が高まりますので、市民が関心を持って、おもてなしできるような取り組みをお願いしたいと思います。

次に姉妹都市の件ですけども、台湾からの観光のお客さんが多くお越しいただいておりますけれども、世界的にみても、観光が大きなカギを握っているようです。常日頃親しい間柄ではあるのですが、いつもそれが変わらないっていうのではなく、時代とともに人の心や考え方も変化します。その変化を理解しつつ、尾花沢にずっと魅力を感じていただくための、こちらの努力もしていく必要が出てくるのではないかと考えております。観光による交流や、お互いの理解を深めることが不可欠ではないでしょうか。次世代の将来のためにも、文化は交流していかないと、進化していかないのでとはとも考えますが、いかがでしょうか。

◎議 長（大 類 好 彦 議員）

市長。

◎市 長（菅 根 光 雄 君）

貴重なご意見ありがとうございます。私が議員になる前の時からだったと思うんですけども、尾花沢には台湾からも大勢の皆さんおいいただきました。そして民間の交流としまして、食文化交流会を共同福祉でやったのが記憶にございます。非常に良い雰囲気の中で、おいいただきまして、民間での交流という形で進んできたことは、今でも懐かしく思うんですけども、なかなか市としては、当時は動けない状況にあったようです。そしてこの代表であった方が病気でお亡くなりになって、そしてそのあと、なかなかむこうからおいでいただけなくなったわけですけども、その際にで

すね、そこまでの経過の中で、かつてこういうふうな企画もございました。北村山高校の修学旅行を中国に行こうということで、ぜひ万里の長城で花笠踊りを踊ろうじゃないかという企画、本当に準備までいたしまして、いざ間もなく出発という時に、中国でSARSが流行りました。それでその計画が中止になったんですが、その時の段取りも、先ほど申し上げた台湾の方が間に入って、全部やっていただいたということでございます。ですから大使館に行ってやることも1つあるかもしれませんが、民間の交流ないしは企業間交流、そういった形の中でそういうふうに海外にも目を向けていくということは、必要なんであろうというふうに思います。先日、先ほどのその台湾の方のご家族が、亡くなってからなかなか来れなかったということで、尾花沢においでいただきまして、そして私も当時いろいろと交流させてもらっていたんですけども、表敬訪問していただきました。本当に懐かしくて、いろんな話をしたわけですけども、その中でも、やっぱり忘れられないのが、基幹集落センターにテレビを寄贈してくれたことが、やはりどうしても残っております。そういったことを含めて考えますと、民間の交流というのを大事にした上で、次なるステップへ歩いていく、そういうことも探っていきたいなというふうに思います。今後検討させていただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

市長の仰るとおり、まずは調査をしていただき、尾花沢の交流を受け入れていただけるような都市が見つかることを期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次の質問です。外国語講座開設についてです。こちらもやはり、オリンピック開催国ということもあり、少なからず外国の方と接することがあると思いますので、せめて基本的な言葉だけでも、市民が平等に学べる場ができることを期待しております。生涯学習は市民主導とはお聞きしておりますが、市としても、そちらのほうの啓蒙活動としても、先頭を切ってやっていただければなと思っていますところ。完璧な英語とか、言葉の習得を目的としているわけではございませんので、片言の言葉でも、尾花沢市民としてお客様、外国のお客様に、おもてなしの心が伝わればよいなと思っています。

次の質問です。山形農業女子ネットワークについてです。先ほどご答弁いただきましたように、農業就業

者のうち、約半分が女性ということが分かりました。この中には、ご夫婦で役割分担しながら農業されている方も多いことと思います。女性の下支えというのが重要なのだなとも思っております。ぜひ、そういった女性の、女性を前向きに市から推薦していただき、尾花沢のリーダーとなる方を育てていただきたいと思っております。そこで得た情報やネットワークを広げて、ますます良いアイデアがひらめくと思っております。生産した農作物を6次産業化する上でも、今後の尾花沢の農業の発展の力となっていただけたらと思いますので、どうぞ後押しをお願いいたします。

最後になりますけども、ご意見箱の設置についてです。ぜひとも、こちらのほうを設置していただいて、お互いのお返事をやり取りするという場面も含めまして、意見箱のことについて市長、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

本当に貴重な意見だと思います。行政が単なる行政の流れの中で行政を進めるのではなくて、市民の声をいかにして聞き、それを本当に行政の中に盛り込んでいくというのは、今本当に必要なことだと思いますので、確かにパソコンに精通なさっている方々が、ホームページのほうへアクセスして、言ってくる方もいらっしゃると思います。そして中には、非常に貴重なご意見だなと思っても、匿名で来るという方もいらっしゃると思います。できたらそういったお返事を差し上げることもしたいということを考えた時に、匿名ということではなくてですね、そしてできれば名前を出していただいて、私たちは外へ口外するというはしないで、あくまでもその連絡をとって、こういうふうな形でじゃあ検討させていただきますと、丁寧な答えをできるだけしていきたいというふうに思います。ただ、パソコンのほうに精通していない方が、市役所の中、ないしは公民館のほうにですね、そういった意見箱を設置して、そしてご意見を賜るということは、やはりやっていかなくちゃならないことだと思います。そして、そうやっていただいたご意見をですね、庁舎内でもこういう意見が来てるからどうなんだということで、いろんな形で協議している部分がございます。ですから、そういったことのためにもですね、今貴重なご意見いただきましたので、今後検討して、できるだけ早いうちに設置して、皆さんからありがたいお言葉を賜れるよう、努力していきたいというふうに思います。お願いします。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

ぜひとも、よろしくお願ひいたします。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、鈴木由美子議員の質問を打ち切ります。

次に7番 青野隆一議員の発言を許します。青野議員。

〔7番 青野隆一 議員 登壇〕

◎7番(青野隆一議員)

おはようございます。7月7日に投開票されました市議会議員選挙におきまして、身に余る大きなお力添えをいただきまして、3期目の当選をさせていただきました。厚く御礼を申し上げます。私は「聞きます、言います、動きます」このことをモットーに、2期8年間の活動を行ってまいりました。これまで以上に、市民の皆様の声に、思いに、願ひに、しっかりと耳を傾け、1つでも多く市政に反映できますよう、誠心誠意努めていく決意であります。

それでは先の通告にしたがって、5項目について一般質問を行います。なお事前に議長の許可をいただきまして、今回説明資料ということで配付をさせていただきました。あわせてご参照をお願いいたします。

まず1点目でありますけれども、議会からの政策提言についてお伺ひいたします。

菅根市長が就任をされ、早1年が経過をいたしました。この間、議員の皆さんからの一般質問をはじめ、会派から出されました、さまざまな政策提言について、これらをどのように反映をされた事例が、どの程度あるのかお尋ねをいたします。また、検討したいとされたご答弁についてであります。その後どのように取り組みがなされたのか。あるいはなされなかったのか。私たち議員には、全く分からない状況にあります。ややもすれば、議場内だけの聞きっぱなし、答えっぱなしになっているように感じます。そこでこれからは、検討するとした1年分の政策提言についての進捗状況を、年度末に報告を行うようにしていただきたいと思ひます。このように、議会での政策提言が見える化することによって、議場での議論がさらに活性化し、積極的な政策提言が、もっともっと多くなると思ひますが、市長のご所見をお伺ひいたします。

次に2点目ありますが、今年5月に示されました、健康おばね21運動計画中間報告書についてお伺ひいたします。

大変残念ながら、平成28年度の悪性新生物、いわゆるがんの死亡率は、山形県や村山地域よりも大きく上回っております。がんの死亡率を低下させるためには、早期発見、早期治療するための、各種がん検診の受診率の向上が大事であります。しかし説明資料1-②のとおり、特に乳がん検診受診率は県内でもワースト5となっており、何らかの改善策が必要かと思ひれます。東根市や村山市では、北村山公立病院に婦人科検診を委託して、6月から2月末までの1年をとおして受診できるようになっております。本市としても、これまでどおり、山形検診センターに加えて、公立病院でも受診できるようにして、選択肢を増やすことによって、乳がん検診の受診率を少しでも高めていくべきと考えますが、市長のご所見をお伺ひいたします。

次に3点目ありますが、日を追うごとに深刻化しております鳥獣被害対策についてお伺ひいたします。これまで本市では、この被害対策として電気柵設置に対する助成制度や、追い払い花火の支給などを行ってまいりました。しかし、特にサルの学習能力が高く、花火にも動ぜず、電気柵でも簡単に乗り越えるようになってきております。そしてクマやイノシシなど、人里近く人家にも出没をすることも頻繁で、いつ人的な被害が起こるか心配をする声も大きくなっており、さらに積極的な鳥獣被害対策が必要になってきています。私たち寺内西原地域活動組織として、先進地視察を行った上山市では、捕獲奨励金制度を導入して駆除件数が増え、効果が出てきているそうです。東根市でも同じように、奨励金制度を行ってまいります。ぜひそうした、報奨金制度の導入について、猟友会の皆さんと話し合いをしていただきたいと思います。いかがお考えかお尋ねをいたします。

私は率直に申し上げて、鳥獣を全滅させるなどということは到底不可能なことだと思ひます。被害を最小限にして、人命を守るための最大の戦略は、とにかく餌場を作らないと、このことを地域ぐるみで実践していくことが必要だと思ひております。その1つとして、摘果スイカの処分方法です。畑に鋤き込むのが最良と言ひますが、猫の手も借りたい農繁期に、農家自らが行うことは、なかなか難しいことです。行政やJA、生産者が一体となって、合法的に共同処分ができるような施設を作ることができないかどうか、お尋ねをいたします。

また収穫をしない柿や桑、栗など、鳥獣の餌となる放任樹木は伐採して、地域から餌場をなくす対策も必要です。こうした取り組みについて、個人で対応する

ことが難しい人に対しては、シルバー人材センターなどに業務委託をすることも1つの方法です。これらの新たな鳥獣被害対策として、ぜひ市の助成制度を創設していただきたいと思います。市長のご所見をお伺いいたします。

4点目は、夏スイカ生産量日本一を活かしたまちづくりについてであります。

本市ではスイカにこだわった商品が開発販売されています。また全国的にも、たくさんのスイカ関連商品がありますが、これらを1ヵ所で買うことはできません。そこで1つは、通信販売も含めて、スイカ関連商品を1ヵ所で買うことができるような店舗を立ち上げていただきたい。2点目は店舗ではスイカソフトやスイカカレーなど、地元食材を活かした定食が食べられるようにしていただきたい。そして3点目は、銀山温泉や観光会社と連携をして、観光案内所として、これを観光物産協会に指定管理してはどうかと。こうした日本一の品揃えのスイカグッズ店を開設することによって、市長の公約ともなっている国道347号線通年通行を活かし、交流人口や農畜産物販路の拡大、産業振興にもつながると考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

また人気テレビ番組に出てくるようなスイカヘルメットを一括購入をして、小中学生に貸与をして、夏スイカ日本一、この尾花沢市を市内外にPRをしてはいかがでしょうか。こうして子どもたちが、ふるさと尾花沢の、尾花沢市の産業振興に大きく貢献していることに誇りを持ち、郷土愛を育む教育にもつながるものと期待できます。教育長のご所見をお伺いいたします。

最後になりますが、暮らし続けたいまちづくりをどう進めていくのかについてお尋ねをいたします。

菅根市長は、必ずやる10の政策の4番目に、流雪溝の整備、間口除雪、積極的な克雪対策の推進を掲げられました。今年度は、消流雪用水対策専門員を新たに配置をして、意欲的に取り組んでおられます。特に福原地区の玄関口となる、荻袋地区の流雪溝整備の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、6月定例会でも申し上げましたが、緊急車両が入れない狭隘市道の解消についてであります。

安心して暮らし続けるためにも、また人口流出を防ぐためにも、市内にあるそうした市道については、1日でも早く解消するために、狭隘市道改革計画を策定すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

去る8月5日の初議会において、14票満票で大類好彦氏が新議長に選任をされました。全議員で議長を支えていく、これまでとは違う新たな議会体制がしたものと受け止めております。本市の人口もついに1万6,000人を切り、議員定数も14名に削減をされました。対立や批判からは何も生まれません。対話と大いなる議論からこそ、全国で12番目に小さい市でもキラリと光るまちづくりを進めることによって、市民の皆様信頼される市議会にしていかなければなりません。また当局におかれましても、これまでの予算がない、前例がない、他の自治体ではしていない、そういった3つのないは、通用しない。できない理由よりも、できる方法を探し出す。そして職員の皆様には、失敗を恐れずに挑戦をするという姿勢と意識改革が必要だと考えます。この9月定例会において、議会そして執行部双方がそういう立場に立って、大いに議論が交わされる議会となりますことを心からお願い申し上げ、壇上からの質問を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

青野議員からは、大きく5項目についてのご質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

最初に、議会からの政策提言についてのお尋ねです。

議員の皆様からは、定例会の一般質問や会派からのさまざまなご提言を頂戴しております。どのご提言につきましても、市民が安心して暮らし続けることができるのかについて熟慮されたものととらえております。

まず私が市長就任直後に直面したのが、豪雨災害でありました。現地へ赴きながら、農業者の不安の解消と農地の保全のために、農地等災害復旧事業費補助金交付規則の補助率を30%から50%に引き上げました。また、新規狩猟者確保対策事業費補助金においては、交付対象者の年齢制限を撤廃したことなどは、まさに議会からのご提言も踏まえて、内容を拡充したものであります。

さて、昨年8月の市長就任以来、2つの会派から政策提言を頂戴しており、提言の項目数については、合わせて18です。その中で実施、拡充したものとしましては、間口除雪の実施、定住支援策として首都圏から市内企業へ就職された方への支援策の創設、小中学校のWi-Fi整備やパソコン更新による教育環境の向上、活力ある学校づくりに関する事業費の拡充、スポーツ少年団派遣事業への支援策の創設、不良住宅除却

費用の支援策の創設などが挙げられます。また現在、高齢者や地域住民の居場所づくりとして、宮沢地区地域福祉交流センターと、旧名木沢小学校体育館のリニューアルに取り組んでおります。

次に、一般質問において、検討したいと回答した案件の進捗状況に関するお尋ねであります。一般質問の答弁に際しましては、議員の皆様のご提言等に対して、真摯にお答えしており、曖昧な回答とならぬよう心掛けております。しかし、議員の皆様からご提言をいただいた時、地域や関係機関とのコンセンサスが必要なもの、限られた財源の中での事業の取捨選択、優先順位の再構築など、調整が必要な場合もあるために、実施する、実施しないという二者択一で回答できない場合もあります。そのような場合には、検討するという答弁とならざるを得ないこともご理解いただきたいと思います。

なお、検討したいと回答したものについては、担当課において随時調査研究している状況です。一方で、すぐに実施できるものについては、元気おばなざわ創造プランの実施計画に掲げ、取り組みを進めるとともに、市ホームページにも掲載することで、見える化も図っておりますが、他市町村の事例なども参考にしながら、より分かりやすい進捗管理となるよう取り組んでまいります。

次に、健康おばね21中間報告書に関するお尋ねです。

悪性新生物は、昭和56年以来、日本人の死因の第1位を占めており、全国的には、死亡数、死亡率ともに年々増加しております。本市においても死亡率は平成22年に比べ、平成28年は高くなっておりますが、実際の人数で見ますと、平成22年の全死亡数285人中、悪性新生物は77人、平成28年は、全死亡数284人中、悪性新生物は71人と若干減少しております。

健康増進計画の目標の健康寿命の延伸には、やはりがん対策が重要です。特に乳がんは、死亡数が増加しているがんの1つです。国のがん対策基本法に基づき、適正な食事や運動不足の解消など、日常生活習慣を改善する、がんの一次予防と、早期発見のためのがん検診である二次予防の充実を掲げ、がん検診受診率50%を目標として事業を推進しているところですが、本市では高齢化比率が他市町村に比べ高いことから、相対的に受診率が低い状況となっております。北村山公立病院での婦人科検診については、平成21年度から平成28年度まで、北村山公立病院に委託しておりますが、例年20名前後の受診者数しかいないこと、また事務効率も考慮し、北村山公立病院との検診委託を終

了したところです。しかし、乳がん検診の受診率については、他のがん検診に比べ県内で低い順位にあることから、受診機会の拡大を図り、受診率向上につなげていくため、北村山公立病院との検診委託について、再度検討していきたいと考えております。

がん検診については、受診率向上を図るため、節目年齢者に対する検診費用の無料化や、未受診者に対する受診勧奨、さらにはできるだけ受診しやすい体制を整えるため、県の事業である夜間の乳がん検診の案内や、市独自に土曜日の検診日を設けるなどの対策を行っております。また、10月には山形県で制定された、「山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例」でがん検診推進強化月間となっておりますので、本市においても10月に開催します健康フェスタをはじめ、さまざまな機会をとらえ、がんの早期発見とがん検診の重要性を市民に周知してまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害対策についてお答えいたします。

鳥獣被害を縮減するために、捕獲奨励金を導入してはとのご提案ですが、捕獲奨励金制度とは捕獲頭数に応じて報酬が支払われる、いわゆる成功報酬です。一方、本市で採用している支払方法は、有害捕獲許可1件あたりの実施隊日当制となっております。これは、野生鳥獣が人家付近に出没して人的被害の恐れがある場合や、農作物に被害を及ぼした場合に、有害捕獲許可を市鳥獣被害対策実施隊である市猟友会に出し、実施隊には捕獲オリの設置、撤去、餌交換等の捕獲業務を行ってまいります。檻を設置したから必ず捕獲できるわけではないため、市猟友会と協議した上で出動1件当たりの日当制に落ち着いたところです。本市の有害鳥獣対策は、猟友会の協力なしには事業実施できませんので、今後とも情報共有を深めて推進してまいります。なお、近年増加傾向にあるイノシシについては、雪のない時期の捕獲が難しい一方で、11月から3月の狩猟期間における捕獲は一定の成果が上がっているようです。積雪期の狩猟で個体調整ができれば、夏場の被害軽減につながるものと考えています。県では狩猟期間のイノシシの個体調整を北村山管内で計画しており、その効果を注視していきたいと思っております。被害軽減に効果があると判断できれば、狩猟期間におけるイノシシの捕獲に奨励金を出すことの検討も必要と考えますので、猟友会の皆様とも十分話し合っ

てまいります。ご指摘のとおり、一時保管された摘果スイカ等につきましては、野生鳥獣を誘引する原因の1つであり、

鳥獣被害をなくすためには餌場を作らないことが重要です。

さて、夏スイカ生産日本一の当市では、摘果スイカ等の処理も課題の1つです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法では、原則、自分の土地に穴を掘って埋めることも不法投棄とみなされます。しかし農業関係の廃棄物については、慣例として堆肥化することを目的に農地に鋤き込むなど、多くの農家では適正な処理に努めてきたところです。

一方で、山や川の土手等に堆肥化するまでの間、仮置きされている摘果スイカ等もありますが、これは違法となりますので、投棄現場が発見あるいは情報提供された場合にはJAや地域の方々から聴き取りをして、保管者から速やかに撤去の上、堆肥化されるよう指導も行っているところです。

また、営農だより等を通じ、摘果スイカを不法投棄しないように呼び掛けも行っております。ご提案の摘果スイカの適正処理に対する補助については、熊本や千葉などの産地における情報を収集して研究してまいります。

また、本市におきましても柿や栗等の放任樹木に関しては、秋から冬にかけての鳥獣の餌場となっており、里山及び集落付近へ誘引する原因の1つと考えております。現在、市としては、これらの放任樹木につきましては、個人所有物であるため、地域や所有者への指導、具体的には摘果の徹底や伐採の推奨などという形で対応しております。柿や栗などの放任樹木の伐採費用への助成については、所有者の意向を踏まえ、地域での合意形成が重要と考えますが、市としても前向きに考えてまいります。

次に、スイカグッズを活用したまちおこしについてお尋ねでございます。

現在、本市においては、6次産業化への取り組みとして、スイカパウダーを活用した商品開発への支援を強化しております。今年度もスイカパウダーの利用を希望される小規模事業者を募り、パウダーを無償提供しながら、商品開発と販売に関する支援を行っております。先日、商品化に成功した市内のパン屋さんが新聞に掲載され、店主からは販売状況も好調だと伺っております。今後も数多く商品化にいたるよう、スイカパウダーの無償提供を含め支援を継続してまいります。

さて、議員からは、スイカ関連商品にこだわった店舗を立ち上げ、観光案内所として観光物産協会に指定管理してはどうかとのご提言を頂戴いたしました。本市が関わったスイカ関連商品は、サイダー、カレー、

ロールケーキ、パン、線香、化粧水などがありますが、全国に流通するスイカ関連商品も含め、通年で取り扱うことができれば、本市への誘客、交流人口拡大の観点においても目玉になるものと考えます。新たな店舗を立ち上げてとのことですが、スイカ関連商品の取扱いにつきましては、まず、既存施設の有効活用を第一とし、道の駅尾花沢ねまるや、みちのく村山農協のおばね産直館はいつでもの取り組みについて可能性を探ってみたいと考えております。

スイカヘルメットに関するお尋ねについては、教育委員会より答弁いただきます。

次に、荻袋地区の流雪溝整備事業につきましては、平成24年度から本市の重要事業要望書に掲げ、継続して関係機関に強く要望活動を行っておりますが、水量の確保や勾配の問題、導水路、流末処理の問題など、クリアしなければならない多くの課題があり、事業採択まで至っていない現状です。このような多くの課題を整理し解決するために、村山総合支庁北村山振興局の関係各課と流雪溝に係る勉強会を開催し、課題解決に向けた取り組みを進めております。また、早期事業化に向け、必要なデータを整理するために、平成29年度、流雪溝整備全体計画の見直し調査を行い、荻袋地区の流雪溝整備についても計画の見直しを行っております。この調査結果を基に、関係区長の皆様との協議や北村山振興局との勉強会を継続して開催してきております。今年度は、土地改良区との合同現地調査を実施し、水源の調査や現況用排水路の状況調査を行い、消流雪用水の導水方法などについて検討を進めてまいりました。その検討結果を踏まえ、8月に土地改良区を交え、地区関係者と協議を行い、現状分析や課題等の共有化を図ってきております。このような取り組みの結果、消流雪用水の確保と導水方法に一定程度の進展が見られ、事業採択に向け一歩前進したものと考えております。

今後、消流雪用水の確保の具体的な方法や必要水量等の確認、流雪溝の使用手法など課題を整理し、その解決に向け、北村山総合振興局との協議を進めるとともに、荻袋地区と合意形成を図りながら、早期事業化に向け取り組んでまいります。

次に、狹隘市道改修計画を策定してはとの提言です。救急車など緊急車両の通行に支障がある道路の改修を図るため、これまで各地区の要望や優先度を踏まえ、5ヵ年の長期計画に掲げ、事業着手の条件が整った箇所から順次整備を進めてまいりました。拡幅整備の必要がありながら、未改良のまま残っている狹隘路線に

については、事業関係者からの同意が得られないことや、事業予定地に未相続の土地があるなど課題があり、事業着手にいたっていないものと考えられます。今後、こうした課題が解決した路線から順次、道路改良事業に着手してまいります。また、消防署をはじめ関係機関と連携しながら、こうした狭隘路線の状況把握に努め、地区の関係者と協議しながら、狭隘路線の改善を図ってまいります。また、狭隘路線の改修までには時間を要することから、路面補修や冬期間におけるきめ細やかな除雪作業など、日常的な道路の維持管理をしっかりと行い、緊急車両の通行にできるだけ支障がないよう対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

4番目、日本一のスイカグッズを活用したまちおこしの②番について、市内小中学校に関わる件ですので、学校現場の現状も含め、教育指導室よりお答えいたします。

市内小中学校、現実の教育現場においては、子どもの安全確保が第一ですので、自転車に乗るようになった時点から、ヘルメット着用を義務付けております。自転車を使用する全ての子どもたちが、自分の頭のサイズに合わせたヘルメットを所有している現状ですので、ヘルメットの貸与については、多くの需要について、あまり可能性がない、少ない可能性もございます。ただし、議員からご指摘のあった、まちづくりへの貢献、それから郷土愛といった点については、継続して推進すべき不易の課題であります。議員からご指摘のあったスイカヘルメットなど、ふるさと尾花沢に関連する商品、そういったものを購入したり、使用したりしようとする、そういった心を育てていくことが、学校現場の役割であると考えております。

教育委員会を中心に、学校との連携を密に取りながら、地域を愛する子どもたちを育てる教育を推進してまいります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ご答弁をいただきまして大変ありがとうございます。それでは順次、自席のほうから再質問をさせていただきます。

最初に議会からの政策提言についてということですが、今回の答弁をお聞きをいたしまして、検

討するという表現がほとんどない、私がお願いをしたことが、即座にこの答弁に現れているのかなというふうな思いでございます。菅根市長も長年市議会議員として、市長の前にはこの席から、いわゆるさまざまな政策提言をやられてこられたことを私も思っております。申し上げたとおり、なんかこの議会が終わると言いつばなし、答えつばなしみたいなのが、私も8年間の中でちょっと感じてきたところでございます。そのためにも今回、そういうことではなくて、やはり政策提言については、せめて年に一遍ぐらい進捗状況についての報告をしていただきたいというふうな要望でございます。この点について市長は、どんなふうにお考えでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

この議場におきまして、一般質問等で多くの提言が出されます。例えば今回におかれましては、9名の方ですか、一般質問をなさいます。その方々が取り上げられるご提言については、各課それぞれ自分の担当部署において、しっかりとそれを受け止めて、今後どういう対応していくか。そして検討した結果、随時また報告していただくという形で、ただ検討するだけで終わるようなことだけはないようにしていこうと、いうことで意思確認しております。ですから皆さま方からご提言をいただいたものを、なかなか全部やるというのは非常に厳しい、時間も要するものがございます。もちろん予算を要するものもございます。ですから市民を代弁して皆さんが提言なさることは、しっかりと受け止めて対応していきたい。今私たちの中でも、今回の答弁の中で検討するはないというふうに言われたけども、私たちの姿勢も、そういうふうに変化してきているということをご理解いただきたいと思えます。やはり私自身が、こうしていかなければと、いうものをしっかりと持っていかないと、なかなか前へ進めない部分もございます。そして会派からの提言も、内容的に詳細に書かれている部分もございますし、どうとらえていいのかなという内容もございます。そういったところは、随時検討した上で、そして進めたいと。ただ各定例会の中での各議員からの提言について、それを年度末に全部答えろというのは、かなり厳しい部分があると思えます。やはり取り組んだものについて、しっかりと答えを出した上で、見える化を図っていくということも必要だと思えますので、私どもの今後の課題とさせていただきます。ぜひ考えてい

きたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ご答弁ございました。やはりあの全項目というか、いかないと思うんですが、やはり議員のほうからも、このことについてはぜひ、今後の進み具合については報告いただきたいと。これは双方の全てということではないと思うんですが、ぜひやっぱりそういった整理をしながら、検討するとは言っても、さっき言ったように、できないことも多くあると思います。そういう事情も含めながら、こういうふうに整理してきたということをやはりぜひ、そういう形で年に一遍ぐらいは、議員のほうには担当課で検討しているというふうに書いてありますけども、全く議員の側では何をどう検討しているのか見えないということでございますので、総合政策課長、やっぱりそういうふうな整理の仕方をやっていくということはいかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

今議員からご提案ありました。確かに見える化を図っていくことは、大変大切なことだと思っています。そうすることで、さまざまな事業の進捗が図られるということもあろうかと思えます。市長が今申したとおりでございますけれども、私どもとしても、そういった見える化を、先進的にやっているような事例をちょっと今、探している状況でございますので、ぜひそういった方向で進めてまいりたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今模索中だということでございますので、その回答についても早急に整理をしていただいて、やはり当局側と議員側が、出された政策については受け止めながら、そういった見える化をぜひ図っていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

次に、健康おばね21でございます。私もこれ5月に配付をされましたので、中身をずっと分析を、分析と言いますか、見させていただきました。やっぱり尾花沢市のがん検診、特に乳がん検診について、私も表にも取り上げましたけども、乳がん検診については県内でも受診が低いと。そしてまた27年、29年の比較につきましても、27年、1,210名おられ、29年度じゃ919名と、24%も減少していると。高齢化という問題もある

という指摘がございますけど、やっぱりその乳がん検診については、しっかりとした対応が必要だなというふうに、この表を見ながら思ったところでございます。この尾花沢市のがん検診については、今まで検診センターのほうに委託をされているということでございます。受診期間が6月から、今年は11月の8日まで。そして料金は2,250円というふうになっております。東根市は6月から2月末まで、公立病院でも1,500円での受診料です。村山市は6月から1月末までで、センターは1,600円、病院では1,800円というふうな受診になっております。これもその期間がやはり、年間をとおして、なるべく受診期間を逃した方が受けられる、そういった体制を作るためにも、先ほど申し上げました、北村山公立病院との連携と言いますか、受診をやはりこの積極的に進めていくべきじゃないかなと思いますけども、改めてご答弁をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(永沢八重子君)

青野議員にお答えいたします。北村山公立病院におきます婦人科検診につきましては、平成21年度から28年度までやっていた実績がございます。28年度をもって終了した経緯なんですけども、受診事務から結果管理まで、全て手作業で行っていたということがありまして、手作業により人的ミスをなくしまして、また検診結果報告の迅速化を図ることがございまして、終了したところでございました。ただ議員からご指摘がございましたとおり、やはり乳がん検診の受診率が、県内においても低い状況にございますので、北村山公立病院での受診ということも、東根市や村山市さんの事務処理状況なども参考にいたしまして、事務効率にも考慮しながら、再度検診の委託を検討してまいりたいと考えているところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

確かに事務的な問題もあるということでございますが、私はやっぱりそのがん検診の受診率を上げていただきたいということが何よりも優先されなきゃならないというふうに思っております、私の身近な人で3名ほど、今乳がんのレベルの高い闘病をされている方、身近におります。本当に早く発見したら、もっともっと良かったなというふうに思いをしております。それで北村山公立病院の7月1日号、これ広報が出されました。マンモグラフィーが新しくなりましたというこ

とで、これ読みますと、3Dで読み取る。いわゆる画像診断が3Dという、立体的な画像診断が可能だということで、非常に今までの発見率よりも非常に高くなった、精度の高い機械が導入されています。そして女性の放射線技師が見てくれるということで、安心してその受診ができるという、機械のほうも新しくなりました。やはり公立病院、我々が3市1町、お金を出し合って運営をされている病院でありますので、やはりそういった意味でも、来年度からぜひこの期間も含めて、女性の皆さん方が受診する機会をぜひ増やしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。そして今、その乳がん検診だけではなくて、私が申し上げましたように、他のがん検診についても必ずしも高いという状況ではないというふうな数字が出ております。これもですね、北村山公立病院では、特定検診に近いような検診も随時受付をしておられると。そしてまた、がん検診なんかオプショでセッティングをされているという検診もやっておられます。そういうふうな意味からしまして、乳がん検診はもちろんなんですけれども、他のがん検診についても、できるだけその冬期間でも受けられるような、それは病院との折衝も必要だと思いますが、ぜひそういうふうなご検討も含めて、がん検診の受診向上に努めていただきたいというふうに思います。

次に鳥獣被害対策について再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で、有害捕獲許可1件あたりの実施隊についての日当制となっているということでございますけれども、ご説明をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

有害捕獲の関係でございますけれども、有害捕獲1件あたりの実施隊の日当といたしまして、罟の設置、撤去、餌の交換ということで、捕獲員2名がそれぞれその業務にあたりまして、1回の許可を出した際には、3万600円を日当として、実施隊のほうにお支払いしているというような中身でございます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

さっき言った猟期期間は、この制度は該当するんですか。猟期期間、11月から3月までの猟期期間はこういう今のような日当制というのはとられているんでし

ょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

先ほど市長のほうにお尋ねあった際については、クマの有害捕獲のお話でございましたので、有害捕獲は猟期とは全くかぶらないというふうなことで、答弁させていただきました。猟期中については、狩猟期間というふうな形になりますので、こちらはイノシシの場合は11月から3月が猟期ということで、狩猟免許をお持ちの方が現在自主的に、狩猟でイノシシを捕獲されているというふうな状況でございます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

猟友会の皆さんの協力をいただいて、尾花沢市の鳥獣被害対策は進められていると、私もそのとおりだと思います。協力がなければできません。私が説明資料のほうにちょっと挙げましたけども、②の1、上山市の捕獲数の推移ということで、掲載をしております。平成30年度から、いわゆるその報奨金制度に移行したということでございます。イノシシなんかは133頭から273頭、倍増と言いますか、かなり増えて、捕獲数が増えてきていると。他の鳥獣もそういう意味で成果が上がっているというふうな報告でございます。即座にその報奨金制度に移行するというのは難しいと思います。今回いわゆる狩猟期間における奨励金という、触れ方がございました。そこは猟友会という、また形とは別にですね、この冬場の狩猟期間については、私はやっぱりこの報奨金制度、これをやっぱりぜひ導入していただきたいと。そしてやっぱり頭数を減らしていくというふうな対策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

お答えいたします。先ほども市長が答弁申し上げましたとおり、今年度、北村山での個体調整ということで、県のほうで計画されております。その結果なんかも十分参考にさせていただきながら、効果が得られるようであれば、尾花沢市でも導入を考えていってもいいのかなというふうに思っております。尾花沢でも昨年度でございますけれども、冬場の猟期中に数十頭イノシシを捕獲しているというふうなお話でございますので、ある程度効果はあるのかなというふうには考えて

ございますので、その辺、今年状況を十分注視してまいりたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

上山のような、冬期間でも報奨制度に切り替えていくということをやはり視野に入れながら、対策をより強めていただきたいと思います。申し上げましたように、やっぱりもう電気柵とか、追い払い花火では、なかなか現実的にこの鳥獣被害対策としては効果が薄れてきていると。花火を見ても、少しは逃げてほとんど移動しなくなったり、あるいは電気柵でも、ちょっとした隙間があれば子ザルが入っていくとか、親ザルの背中から乗り越えて、やっぱり被害が出るというか、あるいは電気の伝わらないところを押さえながら侵入をしていくとか、やっぱりすごい学習能力があって、なかなかこれまでだけの対応では、この鳥獣被害対策、なかなか難しい時期にきているというふうに思います。そこであの、今回寺内地区にも初めて大型檻というものを設置をしていただきました。農林課の皆さんも大変なご難儀をして、そして猟友会の皆さん、そしてまた地域の区長さんをはじめとする皆さんの協力もあって、1ヵ月ほどの期間を経て、今一定の成果が表れてきたと。これも新しい試みがあって、その対策の効果が出てきているということだと思いますので、やはりそういった積み重ねを新たな視点で対策を次々と打っていくと。そういったことを来年度に向けてもぜひご検討いただきたいなと思っております。その中で、この餌場をなくすという1つの考え方なんですけども、これも寺内地区で大型檻を設置をするという説明会、7月の11日ありましたけども、50名ほど、私から見れば随分こんなに、部落の総会ぐらいの方が集まってきました。想像以上の方々がお集まりをしていただいて、やっぱりその鳥獣被害対策をしっかりとやっていただきたいという思いだったと思います。そのスイカ農家の何人かの方々から、やっぱり自分たちがスイカを作りながら、摘果スイカを処分するというのは、やっぱり実は非常に難しいことなんだと。なんとかそのJAさんとかと協力をして、対策を出していただくという要望が、その場でも出されておりました。そういった検討はどのようにされたのか、お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

農協さんのほうの東部選果施設でも、スイカの残渣

というか、処理をしておるそうでございます。長井と村山の処理業者さんのほうに処分をお願いしているということで、年間200万円ほどかかっているというふうなお話でございます。今年度の分についてはまだちょっと集計になっていないということで、お話は伺えませんでしたけども、当然処理をすればお金がかかるというふうなことでございます。またあの今現在、尾花沢で摘果スイカについては、堆肥化を目的として畑のほうに鋤き込んでいただいているというふうな、堆肥化することを目的にスイカの摘果を利用しているというふうなことで、処理していただいております。これはなかなか、スイカ生産期間、栽培期間中の作業というふうなことで、非常に手間がかかるというふうなお話は聞いてございますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、廃棄物処理法、こちらの中では、基本的には埋設処分というのは不法投棄というふうにみなされる場合もございます。適正に処理しないと。そういうことでもございまして、その辺の共同で埋設処理というふうになってきますと、いろいろ法律の改正、要望なんかもしていかなければならないのかなというふうに思っておるところでございます。そういうところをいろいろ農家の皆さん、あるいは農協さん、任意団体の皆様のお話なんかを聞きながら、今後どのように進めていけばよろしいのか、研究してまいりたいと思いますので、お時間をいただければと思います。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

私のほうで先進地視察をした山口県では、穴を掘って、そしてそこに果樹残渣を入れて、そしてイーエム菌のようなものを散布することによって堆肥化すると。そしてそこを電気柵で囲うということによって、それは合法的に処分は可能だということを知りました。いろんな方法があると思うんですが、やはり今、生産コストの中に、その残渣の処理というのが私は入ってくるべきだなと思いますし、そのことも含めながら、ただやっぱり具体的にどうすればいいのかという、その一手を農林課、あるいは環境整備課も含めながら、あるいはJAと一緒に、ぜひその答えを来年度に向けて出していただきたいと、このようにお願いをしたいというふうに思います。

次にスイカグッズを利用したまちおこしというふうなことで、私提案をさせていただきました。これもですね、資料のほうにあるとおり、スイカの関連する商品というのは、数限りなくありますね。見てみますと、

欲しいものいっぱいあります。こういうのいいなとか、こういうの欲しいなと、いっぱいあります。熊本、日本一なんですけども、熊本の植木というところでは、道の駅で、ここに書いてある、ここではいろんなその自社、自分たちが開発したものを売っております。日本一のスイカポップコーンとか令和バウムクーヘン、スイカのにごり酒とか売っております。私はこういうものを、むしろ尾花沢のほうでもしっかり、尾花沢でもいろんな先ほどあったように、商品開発をしております。こういったものを集めて、ぜひやっぱり店舗としてやっていただきたいなというふうに思っております。とりあえず道の駅とか、ねまるとか、はいっどでやってみたいというふうな回答でございました。その1つのステップを踏みながら、ぜひ尾花沢でもスイカの形をした、観光案内所を兼ねた施設建設に向けてお願いしたいなというふうに思っております。

次に、スイカヘルメットなんですけども、これ私も買わないとなあとあって、実はこの間インターネットで買いました。8,000円ほどするんですけども、孫がそれで昨日出かけてきまして、そしたらすごいなとみんなから言われたと。そこはなんか嬉しく思っております。私まだあと2人にもそのスイカヘルメット買ってやろうかなというふうに思っております。やっぱりスイカヘルメットは、ただ話題性ということじゃなくて、スイカヘルメットを被ることによって、尾花沢市のその生産農家の皆様方の苦勞とか、あるいはこの税の仕組みとか、あるいは後継者問題とかそういったものを学ぶ、教室で学ぶんじゃないかと、そういったものを身に付けることによって、学ぶ機会に十分になるんじゃないかなというふうに思っております。ヘルメットは買わなきゃならないわけですから、そういうふうな意味で、小中学生順次、ぜひそういうものを、どうせ買うのであれば、そういった尾花沢市を盛り上げていくような、そういったものがあってもいいんじゃないかなと思いますが、改めてご答弁をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

それではご答弁申し上げます。先ほども申し上げましたけれども、そういうふうなものを愛するとか、考えようとする子どもを育てる、というふうな気持ちがまず大事かというふうに思います。今伺いましたけれども、値段も8,000円というふうに伺いまして、通常の価格のたぶん倍ぐらいになるかなというふうな気も

いたします。ですのでやはりそこは、家庭の啓蒙、それから家庭の協力、そして子どもの理解、やっぱり被ろうとする気持ちがないところからは始まらないかと思っておりますので、そういうふうな郷土愛について、スイカにかかわらず、地域の物を大切にしようとする気持ちについては、これから教育現場でも一生懸命力を入れて教育していきたいと思っております。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

効果についても含めてなんですけども、教育委員会の場でも、少しやっぱり討議をしていただきたい。そしてもっと私が言っている以上の、その効果的なものがあるんじゃないかなと。やり方によってはあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、順次揃えていけば、そんなに大きなお金がかかるわけじゃないというように私思いますので、ぜひご議論をしていただきたいというふうに思います。

もう時間が迫ってまいりましたので、次の暮らし続けたいまちづくりのためにということで、1つは荻袋の流雪溝の問題、取り上げさせていただきました。本当に建設課の皆さん方も含めて、一生懸命努力をされております。今回専門員もいらっしゃるということで、現場に行って努力をした結果、事業採択に向けて一歩前進をしてきているということで、ぜひやっぱり来年度に向けてですね、この回答のとおり、進めていただければなというふうに思ったところでございます。

あと狭隘路線については、時間ないんですが、消防のほうではこういった、狭隘路線の把握というのはされているのでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

消防署長。

◎消防署長(折原幸二君)

お答えをいたします。消防署では平成28年の3月に、緊急消防指令センターを新しくしました。その時に発信地表示システムというのを導入しまして、119番、電話がかかってきた地図が瞬時に出るようになっております。その地図の中に、これまで出動してきた経験などを踏まえて、道路の狭いところなどの書き込みを随時しております。それをもとに、119番が着信した時点で、ここが狭いとか救急車が通れないなどの状況は把握しております。現在で約20件ほどあります。今後もそういった状況を随時指令台の中に打ち込んで、情報を共有していきたいと思っております。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

消防署長の話を聞いて安心をいたしました。やっぱりそういう万が一の場合、駆けつけたけどもそこが通れなかったと、そういったやっぱり命の問題に直接関わる問題ですので、現場把握されているということで安心をいたしました。建設課等も含めながら、市長のほうでも一刻も早くそういった解消していきたいということは6月の議会でもいただいております。ぜひそういった、今言った20ヵ所等々について、改めて現場についての精査を行いながら、私は改修計画ぜひ作っていただき、順次、市民の安心安全のために、作っていただきたいということを要望申し上げて、私の一般質問を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、青野隆一議員の質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

この際、7番青野隆一議員から発言の申し出がありますので、これを許します。青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

本日、午前中の私の一般質問の発言の中で、「人気番組であります『出川哲朗の充電させてもらえませんか?』と申し上げたところを「人気テレビ番組」に訂正したいと思っておりますので、議長の許可をお願い申し上げます。

◎議長(大類好彦議員)

ただ今の青野隆一議員からの発言の訂正の申し出については、議長において許可いたします。

次に9番 和田哲議員の発言を許します。和田議員。

[9番 和田 哲 議員 登壇]

◎9番(和田 哲 議員)

それでは私からの一般質問を行います。私からは大きく4つの質問項目となります。

まず1点目、旧市民会館の解体計画についてお尋ねいたします。

平成30年11月に計画された、尾花沢市空き公共施設解体計画において、解体に関わる優先順位は、旧尾花沢地区公民館と旧市民会館については、北町地区再整備計画の方向性が定まった時点で解体順序に加え、全

体的な見直しを図ることとされています。特に旧市民会館は、旧耐震基準により建築され、解体を検討すべき施設として対象とされている9施設のうち、最も古い建造物となっているが、現在も1地区1団体が利用している状況であり、さらには囃子屋台や踊り屋台、神輿などの格納庫としても使用されています。万が一のことがあれば、人命に関わることは最も心配されますが、さらには利用している団体の運営及び尾花沢まつりに欠かすことのできない、囃子屋台などへの影響も非常に心配されるところであります。このことから、旧市民会館については、できる限り早急に解体計画に加える必要があると考えますが、解体計画書に加えるためのご検討は、現在どのような状況なのかお尋ねいたします。また尾花沢地区公民館についても、検討状況はどうかあわせてお尋ねいたします。

次に2点目になります。大会出場激励金の充実について次の2項目についてお尋ねいたします。

1つ目、本市では、あらゆるスポーツ面で活躍をする市民が多く、さまざまな大会出場への激励として尾花沢市スポーツ大会出場激励金補助事業が実施されています。さらに今年度は、事業内容の見直しにより激励金がアップし、選手たちのより一層の活躍が期待されます。そこであらゆる面で頑張る子どもたちの活躍をさらに応援できるよう、スポーツ面のみではなく、文化面で活躍する子どもたちも補助事業の対象にできるような見直しを行ってはいかがかと思いますが、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

2つ目、尾花沢市スポーツ大会出場激励金支給要綱において、支給対象となるものに、「(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に認めた場合」とありますが、実際にどのような場合が考えられるのかお尋ねいたします。

3点目、徳良湖及び花笠高原荘周辺地域の総合整備についてお尋ねいたします。平成15年9月に設けられた指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービス及び消費者サービスの質の向上を図っていくために導入され、尾花沢全市民の福祉を増進する目的でなければなりません。よって行政としては、運営する団体の経営状況と社会的動向を判断基準として、今後どのような整備を進めていくのかを決めていかなければならないと考えますが、特に花笠高原地域と徳良湖周辺地域は、総合的に計画整備を進める必要があるのではないのでしょうか。徳良湖周辺と花笠高原周辺の整備をどのように進めていくのかを、市の方針として明確に示していただくこ

とは、今後の本市まちづくりにとって非常に重要であると考えますが、市長のご所見をお尋ねいたします。

最後の4点目となります。若者の力を活かしたまちづくりについてお尋ねいたします。今年の8月15日に成人式が行われた同日の午後から、本市に住む30歳の方々が元気な地域づくり交付金を受け、当時のはたちのつどい実行委員会の方々を中心となり、「三十路ふえすていばる」と称して、多くの仲間が集える場所づくりを行いました。この場では地元についてのテーマを考えたワークショップを開催し、元気なまちづくりのためのヒントとなるような意見集約を得ることができたと感じています。著しい人口減少が進む本市ではありますが、それでも尾花沢で暮らしをつなごうとする若者の力は、これからのまちづくりに欠かせない大切な存在であります。市としては、市外への転出が著しい20代、30代の世代に対しての支援はどんなことを行っているのか。また市外転出に歯止めをかける試みとして、検討されていることはあるのかお尋ねいたします。

以上4点が私からの一般質問の項目となります。必要に応じて自席からの再質問をさせていただきますことをご了承願います。よろしくお尋ねいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

和田議員からは、大きく4点についてのご質問をいただきました。随時お答えしていきたいと思っております。

旧市民会館の解体計画のお尋ねについてお答えいたします。

旧市民会館は昭和38年に建築されたもので、旧耐震基準による建物です。現在1地区1団体が借用していますが、地震時の危険性を考慮し、賃貸借契約書には移転先確保に努めるものとしてされており、毎年契約時に早期の移転をお願いしています。また、旧市民会館には囃子屋台や踊り屋台、神輿のほか、文化財や資材が保管されています。

さて、昨年11月に策定しました尾花沢市空き公共施設解体計画では、9施設を解体対象としています。この9施設の中には、旧市民会館と旧尾花沢地区公民館が含まれていますが、両施設については、北町地区再整備計画の方向性が定まった時点で解体順序に加えることとしております。

お尋ねの旧市民会館、旧尾花沢地区公民館の解体に係る検討状況ですが、現在、庁内関係課で検討を重ね

ております。具体的には、尾花沢地区区長会からの要望も踏まえ、旧市民会館を利用している1地区1団体、北町、丹生川漁協への対応、都市計画における用途区域との関わり、北町地区の堆雪場の確保、施設機能の検討、旧施設の建替えによる解体費用の財源確保など、複数課題の整理に努めています。また、旧尾花沢警察署跡地や旧市民会館敷地などへ、尾花沢地区公民館や囃子屋台格納庫等の配置案をシミュレーションしながら、それぞれの案のメリット、デメリットなども検討しております。

旧市民会館を利用されている地域や団体、さらには格納されている囃子屋台のことを考えれば、早急に方向性を示し、解体計画に加える必要があると考えます。まずは、関係課による方向性を見出した上で、市議会、尾花沢地区区長会、地域との話し合いの場を設けてまいります。

次に、大会出場激励金に関するお尋ねです。

クロスカントリースキー、ハンドボールをはじめ、陸上競技など多種にわたって尾花沢の選手たちが東北、全国の舞台で活躍していることは、市民に元気を与えてくれるとともに、市民の誇りです。このような活躍に対し尾花沢市では、尾花沢市スポーツ大会出場激励金を支給し健闘を称えておりますが、文化面においては激励金を支給できる制度がなく、支給対象となっていないのが現状です。市内中学生を対象としている尾花沢市中学校各種大会選手派遣費補助金においては、スポーツ活動と同様に、文化活動についても交通費等を補助の対象としており、中学校文化連盟の県大会以上の大会に出場する生徒に対し補助を行っております。

文化活動については、全国高等学校総合文化祭や国民文化祭など全国規模の大会が開催されており、山形県代表として全国の舞台を目指して頑張っている皆さんも数多くいらっしゃいます。東北大会や全国大会の舞台で輝くため、切磋琢磨し練習に励む姿は、スポーツも文化活動も同じであると思いますので、尾花沢の子どもたちのがんばりを応援できるよう制度の拡充を検討してまいります。

また、尾花沢市スポーツ大会出場激励金支給要綱の支給要件につきましては、教育委員会より答弁いただきます。

次に、徳良湖及び花笠高原周辺地域の総合整備に関するお尋ねです。

徳良湖周辺につきましては、平成30年3月に徳良湖周辺整備マスタープランを策定いたしました。このプランは、市民憩いの場であり、美しい自然景観に恵ま

れた徳良湖を将来にわたって残していくため、全体のバランスを勘案しながら整備するために策定したものです。プランにおいては、早期、中期、長期と整備時期を3区分しており、緊急度、優先度を勘案しながら計画的な整備に取り組んでまいります。

花笠高原地域につきましては、平成28年度に、これまでの事業効果と今後のあり方を検討する「花笠高原荘検討検証委員会」から提言書が出され、その提言内容を発端として、4月から地元鶴子地区と、地域の関わり、花笠高原施設の活性化策について対話を重ねてまいりました。今般、先の総務文教常任委員会、全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、鶴子地区検討委員会より、施設の存続に向け地域が積極的に関わり、協力体制も構築していく旨の総括報告書を頂戴したところであり、市としても地域の声を真摯に受け止め、施設の存続に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えています。

さて、徳良湖周辺と花笠高原周辺の整備をどのように進めていくかとのことですが、徳良湖につきましては、観光客の方々に足を止めていただくための環境整備が何よりも重要だと考えています。現在のラベンダー畑からレストラン徳良湖周辺まで、湖面が見渡せるような形で一面を花畑にできれば、多くの観光客の方々に立ち寄りいただけるものと考えております。その中に散策路やベンチも設けることで、綺麗な花畑の中から湖面を眺めることも可能となります。週末には多くの親子連れが子ども広場を訪れますので、小さいお子さん連れでも安心して楽しめるような花畑を検討してまいりたいと考えております。

また、冬の徳良湖ウィンタージャムでは、スノーモビル等の新たなアクティビティが若い人を中心に人気を集めています。マスタープランには、スケートボード等が楽しめるモジュラーパンプトラックの計画もありますので、若者が集まる場所の創出も早急に進めていきたいと考えております。

花笠高原周辺につきましては、花笠高原荘検討検証委員会からの提言、地元鶴子地区からの総括報告のいずれにも、真摯に向き合う必要があると考えております。お客様にとって魅力ある施設としていくためには、素朴であったかい地元料理の提供や、山の味覚の収穫体験、周辺散策など、もう一度足元を見つめ直す必要があります。そのためには地域住民の方々の協力が必要不可欠となります。そのためにも最小限の施設改修は必要と考えています。その他、お客様に利用していただくための周辺整備が必要であると考えております。県

内には、スキー場の夏場利用としてグレンデ一面にコスモスが定植され、観光地としていところもあります。また、花笠高原荘を合宿で利用していただくためには、グラウンドの再整備も必要かと考えております。

次に、若者の力をまちづくりに活かすにはとのお尋ねです。

まず、「おばね三十路ふえすていばる」については、8月15日に、尾花沢市の未来を語る地域づくり実行委員会が主体となり、元気な地域づくり交付金の若者チャレンジ応援事業を活用して開催いたしました。当日は、63名の参加で、働く場、支え合い、コミュニティといった8つのテーマによりワークショップを行い、「仕事の選択肢の少なさに対する不安があったが、子どものころから地域企業を知る機会が少なかったから。」「支え合いは、個人や仲間と取り組むもののほか、企業や行政の力を借りて取り組むものがあるが、自分が取り組めるものは何か。」「カフェ、合コン、〇〇映えをキーワードに、人を呼び込んでまちの活性化を図りたい。」など、多岐にわたる貴重なご意見を頂戴したところです。

さて人口減少を食い止めるには、若者の市外転出に歯止めをかける施策が重要であると認識しております。若者への支援策と一言で言っても、それぞれのライフステージによって求める支援は異なり、住居、就労、結婚、子育て、地域との関わりなど多岐にわたりますが、こうした課題は一担当課だけで解決できるものではありません。各課が連携し課題解決に取り組んでいます。

若者の転出に歯止めをかけるには、まず、働く場の確保が求められます。本市には若者の優良な雇用の場となる元気な企業が多く立地しておりますが、生徒、児童及びその保護者の方に十分に知られていないという課題があります。このため、商工観光課においては、18才の方がいる全世帯へ企業紹介のパンフレットを配布し、お子さんと一緒に家族の方にも市内企業を知っていただく取り組みを進めています。また、中学校においては、キャリア教育の中で企業訪問や職場体験を行い、地元企業を知る機会を設けております。あわせて学校では、地元企業のみならず、自分の地域を知り郷土愛を育む教育に力を入れております。

次に、若者定着の柱となる子育て支援についてですが、10月から国の保育料の無償化政策にあわせて、市が独自に副食費も無償化することとします。そのほか、2歳未満児の家庭保育世帯への給付金や、小中学校給食費の半額助成、医療費の高校3年生世代までの医療

費の無料化など、子育て日本一の尾花沢を目指してまいります。さらに、若者の地元定着の住まいを確保するための支援として、ふるさと暮らし応援事業を実施し、新築住宅及び宅地取得等への助成や、民間賃貸住宅等の家賃助成を行っております。転入者の子育て世代には、さらに助成金の上乗せを行うなど、若者世代を優遇した内容となっています。特に新築助成については、昨年度の実績で17件のうち16件が子育て世帯であることから、若い世代の定住につながっていると認識しています。

このように、市ではライフステージに応じたそれぞれの支援策を講じながら、多くの方々为本市に定住していただける施策を、全庁を挙げて取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

それでは尾花沢市スポーツ大会出場激励金支給要綱に対するご質問にお答えいたします。

尾花沢市の激励金支給の対象につきましては、尾花沢市スポーツ大会出場激励金支給要綱第2条に明記されており、全国大会では国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校駅伝競走大会に出場する場合となっております。和田議員のお尋ねの第2条第2項第5号に「前各号に掲げるもののほか、教育長が特に認めた場合」と記載しておりますけれども、要綱に明記された大会と同等の大会に出場したことを想定しております。

例をあげますと、注目度の高い全国高等学校野球選手権大会は第2条に記載しておりますが、全国高等学校サッカー選手権大会や全国春の高校バレーボール大会などの大会については記載されておられません。このような大会に出場した場合などに広く対象とし、支給できるよう第4条の規定を定めているところでございます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

ご答弁ありがとうございます。それでは順次再質問を行いたいと思います。

まず旧市民会館の解体についてでありますけれども、市長からのご答弁では、現在、庁内関係課で検討を重ねているとのこと承知いたしました。一方、1地区

1団体、すなわち借用している側はですね、賃貸借契約を結ぶ際に、先ほどご答弁でもありましたけれども、移転先確保に努めるものとするを確認しておりますので、解体が計画されるに伴い、地区及び団体それぞれの枠組みの中で、今後どうしていくのかということを確認していかねばならない状況だと思っております。そんな時期に差し掛かっているのかなと感じますし、私も含めた北町地区民や利用者も、これを受け止めていかねばならないと思っておりますので、改めて再質問よろしくお願いたします。

旧市民会館の解体についてでありますけれども、解体計画に組み込んで解体事業を行っていくにあたり、現在市民会館の一部を利用している地区民と団体に、その計画解体を進めていく旨の説明が必要だと思われませんが、どのような対応をお考えでいらっしゃるのか、お尋ねいたします。よろしくお願いたします。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

お答えいたします。先に区長会からいただきました要望書の中に、各集落活用の会議室機能も付加してもらいたい旨の内容も提起されてございました。現在市の方で、関係課で集まって話し合いをしているわけがありますけれども、まず北町地区として、単独の集落公民館が必要なのか。それとも区長会が求めるように、コミュニティセンターの中に貸し館機能として公民館として使いたいのか。その辺の考え方を確認する必要があるのではないかとご意見もいただいております。なお丹生川漁業協同組合につきましては、市長の答弁にもありましたように、毎年移転先の確保に努めることを前提としまして、賃貸借契約を結んでございまして、組合事務所の確保に関する取り組み状況を確認した上で、今後の調整のほうを図ってまいりたいと考えているところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

ありがとうございます。また尾花沢地区区長会からの要望があったということで、それを機に今後、北町地区は集落公民館として借用させていただいているわけですが、もちろん丹生川漁業協同組合さんのほうも、借用という形で契約されております。やはり今後、その集落公民館については、北町地区のみでなく、今の尾花沢市にとっても、その集落公民館、今後どうしていくんだと。今の建物の状態で心配されることも

あるね、なんていう会話も、いろんな集落のほうで話されておりますので、ぜひですね、今後その説明を行う際に、今整備補助金交付として、限度額600万円です。事業費の5分の3以内を支援されるといった本市の支援策もございます。そういったことも含めて、ぜひ説明の機会がありましたら、これも含めて説明していただければ、行政に頼るところ、また集落内で考えなければならぬことということも、しっかりと線引きした上で進めていくことが、今後求められる時代ではないのかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の再質問です。北町地区には現在13の市が保有する土地があります。その多くは、警察アパートであったり、雪押し場であったり、あるいは防火水槽、都市公園、既に目的をもって利用されている土地がありますが、今後検討が必要になる市有地3カ所は、事業計画を進めるにあたって非常に重要な土地になってくるのではないのかなと思います。その市有地というのは、まず1つは、旧尾花沢地区公民館の跡地、2つ目は旧市民会館の跡地、そして先ほどご答弁でもありましたように、旧尾花沢警察署の跡地の3つの土地であります。特に尾花沢警察署跡地の利用については、先ほどございましたけれども、平成27年の2月に、尾花沢地区区長会より当時の市長に対して、旧尾花沢警察署跡地を利用して、尾花沢地区コミュニティセンターの建設整備を願う要望が提出されておまして、さらには、その要望書が提出された翌月の平成27年3月に、尾花沢市より、その要望も含めて進めてまいりたいという回答書が出されております。この件については、現在どのようになっているのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

お答え申し上げます。先ほど申した内容と若干重複するとは思いますが、ご理解いただきたいと思ひます。

まず尾花沢地区公民館でございますけれども、耐震強度の問題から、現在地区公民館機能をサルナートのほうに移してございます。しかしながら、生涯学習団体等との利用が重複するなど日程調整に大変苦慮していることから、尾花沢地区区長会より、旧尾花沢警察署跡地に、尾花沢地区公民館機能を兼ね備えたコミュニティセンターを新設する要望が出されたということでございます。市としまして、地区公民館機能を有する施設の必要性については理解してございまして、

旧市民会館については老朽化が著しいことから、現在利用している1地区1団体等への対応、どのようにしていくのか。さらには地区区長会からの要望内容も踏まえながら、庁内関係課のほうで検討を重ねているという状況でございます。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

ありがとうございます。そのようにですね、今後とも区長会から出された要望書も含めながら、進めていただける、対応していただけるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

その旧市民会館の解体に伴いですね、囃子屋台や神輿などを入れる格納庫としても一緒に検討していかねばならないと思ひます。現在の市が保有する施設などを利用して、現在すぐ格納できる建物が見つからない限り、新たに格納庫の新設も必要になってくるのではないのかなと思います。これも先ほど区長会から要望がありました、尾花沢地区コミュニティセンターを旧尾花沢警察署跡地に建設した場合、この格納庫ということも、同じ敷地に建設することは可能なのかと、建設する可能性が高いのかと。それとも、現在の市民会館の跡地に、移動せずに新設する方向性であるのかということをお尋ねしたいと思います。もしもですね、建設するにあたり、用途地域による建物の制限など、さまざま理由がありましたら、そちらも併せましてご説明のほうよろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

お答えいたします。囃子屋台などの格納庫の施設でございますけれども、尾花沢まつりにおいて繰り出される囃子屋台等の格納庫については、本町地内に確保していかねばならないものと考えてございます。格納庫の場所の確保についてでございますけれども、当然ながら、旧市民会館を解体する前にそういった施設を確保すべきものと考えております。しかし現在の都市計画の用途区域では、旧市民会館敷地内につきましては、第一種中高層住居専用地域に指定されてございます。ということは、建築物の用途制限から、倉庫にあたる格納庫は整備できないといった課題もございまして、このため、庁内各課の議論の中では、旧尾花沢警察署跡地のほうに囃子屋台等の格納庫を整備すべきではないかといった案も出されているところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

ご説明ありがとうございます。今庁内関係課のほうで検討されている、その中には、第一種中高層住居専用地域になっているということで、それを踏まえて、旧尾花沢警察署跡地であれば建設が可能であるというふうに、今私、捉えたんでありますけれども、今もう少し詳しくですね、今の旧尾花沢警察署跡地に、建設が可能になる理由として、そこは第一種中高層住居専用地域ではないという形だと思うんですけども、用途制限が含まれる土地がほかにも、警察署跡地にかかっているのかどうか。そしてその辺も含めまして、詳しくご説明いただければと思いますけども、よろしくお願い致します。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

大変、詳細な話になるわけでありまして、まず北町の旧市民会館跡地につきましては、先ほど申しましたように第一種中高層住居専用地域でございます。倉庫の建設は不可能でございます。ただ旧警察署跡地につきましては、第二種住居地域と第一種中高層専用地域が2つ混在してございます。しかしながら第二種住居地域のほうが大きく、大きいと言いますか、広さの割合なんですけども、割合が大きいことになってございますので、倉庫建設は可能だということになります。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

詳しい説明ありがとうございます。警察跡地のほうには、格納庫もあわせて建設が可能であるということ、明らかにまずは基準法のほうでも、はっきりされているということで、区長会の要望書も含めて、警察跡地の利用をどうするかということをぜひこれからも、ご検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、この旧市民会館の解体に伴う北町再整備計画、コミュニティセンターということも非常に多いんですけども、最後に、今後その解体も新設も計画を作って進めていくこととなると思ひますが、区長会からの要望も含めれば、新たに建設を行う事業でありまして、それなりの予算の確保も必要になってくるのではないのかなと思ひます。尾花沢地区コミュニティセンターを、先ほどご説明いただきました第二種住居地

域となる旧尾花沢警察署跡地に新たに建設した場合は、過疎債を含めた事業として計画を立てることは検討可能なのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

お答えいたします。またコミュニティセンターということに決まったわけではございませんが、広い意味では集会施設になるかと思ひます。集会施設の場合には過疎債の対象になりますので、過疎対策事業債のほうも含めながら、あとは有利な国庫事業、それから公的起債等も考えまして、事業計画、財政計画を立てていきたいと思ひております。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

過疎債も対象になるということで、そういったさまざまな利点として利用できるものがあれば、総合的に今後計画を進めて、計画を立てていただければと思ひます。最後になりますけども、まとめとして、庁内関係課で今検討されているということは承知しました。今後とも市民に対してもお力添えをいただきましてですね、順に進めていただけますよう、よろしくお願ひします。この旧市民会館は、私の生まれ育った北町地区に建設された建物でありまして、自分も幼い頃、たぶんワクワクしながら映画を見に行つたような記憶が、定かではありませんが、あります。まさか自分が大人になってですね、地元の建物の解体をこの議場で質問するとは思ひませんでしたけども、何かのご縁だと思ひて質問させていただきました。この旧市民会館の解体についての質問は、この程度とさせていただきますと思ひます。

次に、大会出場激励金の充実についてでありますけれども、先ほどご答弁いただいた中で、やはり要綱というのはしっかりと定めていかなければならないと思ひます。文化面で頑張る子どもたちが、今後もしも支給対象になる場合ですね、しっかりとした要綱というのは必要になってくるわけですけども、例えば全国高等学校文化連盟であったり、そういった連盟で規定されている部門などを基準にして、検討していただくことは可能なんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

それではお答えをいたします。義務教育課程修了後、

高校生、大学生につきましては、現在スポーツ面に対する大会出場激励金といたしまして、激励金を支給しているところがございますが、文化面については、支給していないのが現状でございます。議員仰せのとおり、文化面におきましても、全国高等学校文化祭など、全国規模の大会が開催されておりまして、山形県代表として参加される子どももいらっしゃると思っております。文化面に対しましても、スポーツに対する激励金と同等に、支給基準をしっかりと調査いたしまして前向きに考えていきたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

前向きにということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。しっかりとした基準は必要だと思ひますので、そこをしっかりと線引きをした上で、文化面で頑張る子どもたちに対しても対象となるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。もしかしたら、今スポーツ大会出場激励金という名前ですので、今後、その対象者を増やした場合に、新たに文化面という形で、文化祭であったり、その大会に準ずるような会場に出場される場合は、おそらく今尾花沢の場合は、スポーツ人口のほうがおそらく多いと思ひますので、文化面で頑張る子どもたちが今何人いらっしゃるのかなど、一般の方も含めてですけども、もしかしたら少ない可能性も考えられます。また新たに、スポーツ面とは別にですね、文化面という形でもしも定めるとなると、どれぐらいのやはり予算が必要になるのかというところも、なかなか見え立てづらいところがあるのかなと思ひますので、あくまでも今のそのスポーツ大会激励金に、文化面の方も対象となるようなことを含めて、そしてもしかしたらそのスポーツ、私はあえてこの質問でスポーツという名前を抜かせていただいたんですけども、やはりその大会等出場激励金ということで、まずは今の要綱に、文化面で頑張る子どもたちを付け加えていったほうが、おそらく今後の予算も立てやすいのではないのかなと思ひますので、その辺も含めながら、ぜひご検討のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。先ほど、文化面ですので、大会ではなくてですね、高文連だったり、文化連盟で主催する全国総合文化祭というのが今年も佐賀県で開催されまして、こちらは文化のインターハイとも呼ばれているそうです。その中で規定されている部門ですかね、部門と言われるのは、やはり吹奏楽であったり、あるいは囲碁だったり、将棋だったり、マーチングバンド、書道、さまざまな

規定分野とされている部門がありますので、そこで頑張る姿を応援するのは、やはりスポーツも文化面も隔てることはできないのかなと思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。要望です。すいません。

2つ質問したんですけども、2番目の質問に対しての再質問になります。すいません、その前にですね、あくまでも大会充実ということで、今文化面のほうに触れたんですけども、やはり今後、先ほど午前中の鈴木由美子議員の一般質問でもありましたけれども、やはり今後、障がい者スポーツということも、しっかりと明記していかなければならないのかなと思ひます。今の大会要綱に関しては、世界大会であればオリンピックという形で明記されておりますけれども、しっかりとここにですね、やはりオリンピック・パラリンピック、そして東北大会以上の大会に関することは、日本障がい者スポーツ協会などが開催する大会などをしっかりと明記して、要綱に定めて、そして障がい者スポーツの支援も基準を設けていただければなと思ひますが、現在そういった障がい者スポーツも、しっかりと明記していくというような検討はされていらっしゃるのかお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

はい、それではお答えいたします。要綱第2条において支給対象となる大会名が記載されておりますけれども、障がい者スポーツ大会については、現在明記されていないのが現状でございます。障がい者スポーツについては、スポーツの国民大会と同様に、全国障がい者スポーツ大会が国体会場でも開催されており、山形県代表として出場されることも考えられます。障がい者スポーツ大会が開催される東北、全国、国際大会についても調査いたしまして、前向きに考えてまいりたいと思ひます。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

大会要綱を見つめ直すいい機会でもあるのかなと思ひますので、ぜひ障がい者スポーツもですね、しっかりと含めながら、見直しをご検討していただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは2番目で質問しています「教育長が特に認めた場合」ということで、先ほどご答弁いただきました。それは全国大会に準ずる、第2条に明記されていないけれども、第2条に明記されている大会に準ずる

ような大会であれば該当されるということで、ご説明いただきました。そのことに関しては承知いたしました。しかし今、私障がい者スポーツということで申し上げたんですけれども、なかなかその山形県障がい者スポーツ協会のほうで、再質問ですけれども、特に認められた場合の中にですね、山形県障がい者スポーツ協会、協会などが山形県内にない競技もありまして、例えばボッチャであったり、これも障がい者スポーツ協会のほうに私問い合わせたんですけれども、やはり協会がない種目もあって、なかなか地区大会を踏んで上位の大会に参加しようと思っても、地区での大会がまず開催されないの、県外へ出向いての出場を今なされています。こういった県内に、例えば協会がないという理由でですね、このスポーツ激励金を受け取るための、その予選を勝ち抜いて上位に行くということには値しないんですけれども、こういったことも特に認められた場合に、該当するケースがあるのかということもお尋ねしたいと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。和田議員のほうからのご質問のとおり、大会の運営の母体となる連盟が組織されていないことや、競技人口が大変少ない障がい者のスポーツも考えられます。そのような大会については、県の予選会などが実施されずに東北大会、全国大会に出場できる場合がやはり想定されます。市の激励金の支給要件は、県の予選の有無や開設にかかわらず、要綱に明記されている大会に出場した場合に該当しておりますけれども、やはり障がい者スポーツについては、全国障がい者スポーツ大会など、こちらも山形県の代表は同じかと思っておりますので、要綱の第4条、教育長が特に認める者に該当すべきというふうに考えているところです。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

そうですね、さまざまな大会が山形県で開催されておりますので、その都度やはり申請があった場合には、しっかりとその要綱から外れることなくですね、しっかりとした基準を設けて、今後ともご善処いただければと思います。よろしくお願いたします。

大会激励金については、この程度とさせていただきます。

次に徳良湖及び花笠高原荘の総合計画についてでありますけれども、先ほど答弁いただいた中でですね、花笠高原周辺エリア、周辺は今後グラウンドの再整備も必要になってくるのではないのかというご答弁をいただいております。また一方で、徳良湖は徳良湖で、徳良湖マスタープランということでしっかりとプランが策定されておりますので、やはり両者とも、しっかりと計画を進めていかなければならないと思います。ただ、私が申し上げたいのはですね、先ほど、こちらも鈴木由美子議員の質問に対して市長のご答弁だったと思うんですけれども、総合政策課の課長ですね、本市にはエリアがさまざまあって、そのエリアごとに事業計画を進めていると。そして広い面積の中で点在したエリアがある。このエリアとエリアというのは、しっかりと本市全体として結び付けていくような計画を立てていかなければならないのかなと思っています。実はこれは花笠高原荘検討検証委員会の提言書の中にも、参考意見として、花笠高原荘と徳良湖を結ぶエリアとして、両方が活性化するような参考意見も挙げられております。このエリアの結び付けというのは、非常に今後重要になってくるのではないのかなと思います。徳良湖マスタープランということでご説明がありましたので、この徳良湖マスタープランを策定するにあたりワークショップが行われたわけでもありますけれども、そのワークショップの意見の中に、エリアをつなげてほしい、つなげたらこんな夢があるんじゃないのかなという意見も仰られた市民の方がいました。そのエリアというのが、徳良湖を中心にして今は東のほうの花笠高原荘ですけれども、その近くにある長根山、長根山ともしっかりとエリアを結び付けていかなければならないんじゃないか、というワークショップでの意見がありました。私もこれには大賛成であります。今徳良湖と長根山、近いようでなかなかアクセスが難しい。夏の期間は変形的な丁字路と言いますか、合流地点がありますけれども、しっかりと、その合流地点をもう一度こうアクセスがしやすいような開発であったり、整備を行うことによって、徳良湖と長根山が非常にアクセスがつながるのではないのかなと、そうすることによって、今の徳良湖マスタープランも、しっかりと生きてくるのではないのかなと思っています。長根山では、スポーツをするために、今の施設を利用される市民あるいは市外の方がたくさんいらっしゃいます。その方々が、スポーツそして徳良湖の娯楽、そして徳良湖にある入浴施設、さらには花笠高原荘への、その1つの大きなエリアとして考えていかなければなら

いと思います。あまり長くなってしまうとを申しわけありませんので、その環境整備というのは先ほど言いました、その変形的な丁字路一帯を整備することだと思いますけれども、ぜひその合流地点の整備を一度検討してはいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

お答えいたします。長根山の運動公園から徳良湖に行く時に、途中で幹線道路と交差する部分が、急激に上がっているというふうなことで、交通に支障があるのではということで、その部分の改修を凶ってはいかなうふうな意見だと思いますが、今のところ建設課のほうに、そういった要望、苦情等はあがってきていない段階でございます。今初めてお聞きしましたので、ただ、この交差点部分については、ある程度広めに作ってございまして、マイクロバス等の通行には支障がないものと捉えております。ただ、今、本町地区から徳良湖のほうに通ずる幹線道路については、新しく切った長根山線のほうが主流となっております。そちらのほうを利用いただければと思いますが、やっぱり長根山の体育館から一番近いところというふうなことで、現場状況等も確認しまして、できるだけ交通に支障がないような日常管理、草刈り等を行ってまいりたいと思います。ただこの路線については、冬期間除雪はしないで、長根山運動公園と合わせまして、クロスカントリーコースにもなっておりますので、そういった関係で除雪は難しいのかなと考えております。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

ありがとうございます。その冬期間のクロスカントリーの利用ということも含めれば、その道路を整備するというのも、なかなか冷静に判断しながら検討していかなければならないことだと思いますけれども、しっかりと、やはり本市の施設を結ぶアクセスというのは非常に重要になってくるのかなと。総合計画ということで私質問しましたので、一部の意見では、尾花沢のそのサッカー場などは公式サイズではないと。今後、公式のサッカー場がやっぱり欲しいという意見も、さまざま挙がっております。いろいろと今後、市民が求めるその施設を整備する時にですね、アクセスの充実というのは、今後開発をするにあたって、非常に有

利になってくるのかなと思いますので、もちろん建設課さんのみでなく、観光面、総合政策、さまざまいろんな担当課です、今後とも横断的に尾花沢の施設を有利に利用できるように、計画とそして建設課さんが担当するそのアクセス、その2つをしっかりと横断的に進めていただきながら、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、和田哲議員の質問を打ち切ります。

次に2番 星川薫議員の発言を許します。星川議員。
〔2番 星川 薫 議員 登壇〕

◎2番(星川 薫 議員)

それでは私から一般質問させていただきます。

私も議員として1年が経過し、本市の持っている課題、難題が多数にわたりあることを痛感させられました。だからこそ、今まで以上にスピード感を持って、課題、難題を克服しなければならないと思うところであり、自己研鑽はもちろんのこと、行政の皆さんとともに、尾花沢市を住み続けたいまちにするため、より一層の努力を惜しまず、行動していかなければならないと考えております。それでは先の通告にしたがい、9月定例会一般質問をさせていただきます。

防災対策について次の4項目についてお答え願ひます。

1つ目は、平成30年9月定例会において、防災対策費として594万円の補正予算を盛り込み、防災情報ガイド7,500部を印刷製本し、市内全世帯及び各公共機関や店舗等へ、7月中旬に配付されました。昨年9月定例会の一般質問の市長答弁において、一時避難所や指定避難所の見直しが必要な地域もあり、指定緊急避難所の指定に関する手引きに沿って、避難所の見直しを図るとのことでしたが、以前と変わっていない理由をお聞かせ願ひます。

2つ目は、指定緊急避難所を指定した旨を、都道府県知事へ通知、公示しなければならないとなっておりますが、行っているかお聞かせ願ひます。

参考にインターネット検索のヤフーや、国土地理院のHP上では、指定緊急避難所が公表されている自治体と、公表されていない自治体があります。本市の避難場所は公示されていませんが、県への通知とこれらのインターネット検索機関が連動しているのか否かでございます。

3つ目は、昨年9月定例会で8月豪雨で、一時避難所にもエアコンの設置の必要があるのではないかと質

問をいたしまして、補助金の活用なども検討する旨の回答をいただいております。その後の検討状況や廃校となった公共施設、学校や市役所などから、エアコンの移設の実績があるかお聞きいたします。

また今後の予定を併せてお聞きいたします。

4つ目は、9月定例会において、市内には5地区の雨量観測所があることを確認し、地区ごとの詳細な雨量を確認するために、雨量観測所を増設してほしい旨をお話しいたしました。その後の検討状況と、県の設置要望の有無をお聞かせ願います。

また今後の増設要望に対する対応予定を併せてお聞きいたします。

次に尾花沢市のホームページについて、2項目についてお答え願います。

1つ目は、日頃より私は市のHPを利用していますが、市民だけではなく、県内外の方、外国の方が閲覧されていると思われまふ。しかしながら、情報の検索が困難なことで、尾花沢のアピールしたい事業や内容が見えてこないと感じています。また古いデータが多数残っており、最新の情報でないものが多く、これではいけないと感じているところでもあります。市の顔であるホームページは、誰が管理し更新を行っているかお伺いいたします。

また今の体制で、最新の情報に更新できないのであれば、ホームページを最新版にしておくための仕組みづくり、更新マニュアルの策定等が必要と考えまふがいかがでしょうか。

参考に、公表されている年間のスケジュールには、保育関係の詳細なイベントが掲載されているにもかかわらず、大きな行事が掲載されていないことがあります。終了したイベントの案内や、フリー事業の案内が紹介されていたりしたことでもあります。

2つ目は、現在、議会の録画動画をインターネット上で配信していますが、市民等が動画を見る際にはウィンドウズ7のサポートが2020年1月10日終了により、ウィンドウズ7推奨ブラウザのインターネットエクスプローラー11では安全性の面から閲覧できなくなると考えられています。ウィンドウズ10推奨のブラウザ、マイクロソフトエッジを使用する方からも、過去の議会動画を閲覧できるようにするための対処法は、何か検討しておられるかお伺いいたします。

最後に空き家対策について、3項目についてお答え願います。

1つ目は、平成29年10月に空家等対策計画を策定し、各課で空き家対策を実施しているところではあります

が、空き家に対する制度への市民の認識不足を感じています。現在本市では、特定空き家等に対する補助支援や税制優遇措置など、多く支援を行っているのをはじめとし、空き家の活用や除却など、多種多様であります。私たち議員が説明するのはもちろんであります。空き家支援等や活用法などをまとめたパンフレットを作成し、周知を図ってはいかがでしょうか。

2つ目は、今年度より不良住宅除却促進事業を開始しましたが、申込件数と該当件数をお伺いいたします。

3つ目は、空き家対策として本市では空き家バンク制度を行っておりますが、そのほかにも一般社団法人移住・住みかえ支援機構で実施する、マイホーム借上げ制度があります。空き家の損傷を防ぐだけでなく、借り手がつかない時も賃料収入を見込めるメリットがあることから、市として推奨すべきと考えられますが、ご見解をお伺いいたします。

以上、質問席からの質問とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

星川薫議員からは、大きく3点についてのご質問をいただきました。随時お答えしていきたいと思ひます。

最初に防災対策についてのお尋ねですが、まず昨年9月定例会において、補正予算のご可決をいただき、繰越事業となっていた尾花沢市防災情報ガイドの作成については、本年7月中旬に市内全世帯及び関係機関への配布を行ったところす。土砂災害警戒区域や、浸水想定区域などの身近に存在する災害リスクの高い地域について、市民の皆様にご認識していただくとともに、防災教本として家庭や地域での災害対策に役立てていただければと考えております。

防災情報ガイドの作成過程においては、原案作成前と原稿の校正時期の2度にわたり、各地区の自主防災会長さんよりお集まりいただき、ガイドの内容に関して話し合いを行いました。避難所の見直しについてですが、一部の土砂災害警戒区域内にある避難所の位置付けなどについても意見交換を行いました。各地区の事情も考慮し、避難所の指定については当面、現行どおりとしながら、災害種別ごとの適否という形で掲載させていただきました。

具体的には、ほたるの里郷土資料館と常盤小学校は、土砂災害警戒区域内にあることから、がけ崩れなどの危険性が高まっている状況においては、避難所としては否としたところす。また、耐震性が確保されてい

ない施設や、東日本大震災の際に吊り天井が落下した文化体育施設については、地震の際の避難所として否としたところです。

一方、地区民が集団避難のため一時的に集まる一時避難所については、各地区自主防災会との話し合いの結果、避難所リストから削除または変更などの対応を行ってまいりました。

このように、自主防災会との話し合いを踏まえ見直しを行ったところですが、現状としては、災害種別ごとの適否が否となっている指定避難所や、土砂災害警戒区域内の一時避難所もあります。こうした現状を踏まえ、災害時の運用においては、大雨等発生時の気象見通しや、地震発生時の被害状況等を踏まえ、最寄りの指定避難所への変更が必要となる場合もありますので、災害の程度に応じ自主防災会と密に連絡を取り合いながら、安全な避難行動の確保に努めてまいります。まずは、市民の安全確保を第一に早期避難を呼びかけてまいります。

次に、指定緊急避難場所の指定についてですが、現在、本市での指定緊急避難場所の指定や都道府県知事への通知及び公示は行っておりません。

以前の災害対策基本法においては、切迫した災害から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなったことから、平成25年に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危機から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別されました。

平成29年3月には、内閣府より、指定緊急避難場所の指定に関する手引きが示され、これに基づき、本市においても早急に緊急避難場所の指定について行っていく必要があるものと認識しております。

なお、本市では緊急避難場所の指定を行っていないことから、国土地理院やヤフーのサイト上では掲載されておられません。これらのサイトへの掲載にあたっては、県知事への通知や公示の手続きとは別に、サイト管理者への登録依頼が必要と伺っております。

次に、昨年8月豪雨の住民避難を受け、避難所機能について多くの課題が明らかになり、昨年9月定例会において、議員よりご質問をいただいた避難所へのエアコン設置も含め検討させていただきました。昨年の8月豪雨ののち、複数の自主防災会長との話し合いの中、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報機器がない中で、天候や防災に関する情報が乏しく、避

難住民は大きな不安を抱えたとのことでした。これを受け、まずは自主防災組織防災資機材購入事業費補助金の対象資機材にテレビを追加いたしました。これまでの自主防災組織防災資機材購入事業費補助金の交付決定実績は7件であり、うち半数以上の4件がテレビ設置となっております。

また、旧庁舎から指定避難所に移設したエアコンについては、9施設に、壁掛型10台、床置型5台、合計15台を設置しております。移設したエアコンの詳細につきましては、平成25年度以降に設置された、比較的新しく程度の良いもので、11畳から23畳の壁掛型と、50畳程度の床置型のものです。移設先は、尾花沢地区を除く4地区公民館に壁掛型のものを各1台ずつ。社会福祉協議会に壁掛型を1台と、床置型を1台。保育園には、おもだか、さくら、玉野、ときわの4保育園のお遊戯室に床置型を各1台ずつ、事務室に壁掛型を各1台ずつ、玉野保育園の保育室に壁掛型を1台となっております。今後とも避難所ニーズの把握に努めながら、避難所の環境充実を進めてまいります。

次に雨量観測所の増設についてですが、現在市内には、消防署のところにアメダス雨量計のほか、山形県河川砂防システムの雨量計として、寺内、行沢、銀山、鶴子の計5カ所に設置されております。現在、県においては、観測情報の拡充に向け、危機管理型水位計の設置に力を注いでいるところです。また、昨年度は県内で85カ所の河川に設置され、今年4月から運用が開始されておりますが、本市においては、県に対して市内の中小河川への設置を強く要望し、小野尻川の田中橋付近及び銀山川の白銀橋付近の2カ所について設置していただきました。

危機管理型水位計とは、洪水時のみに特化した低コストの水位計であり、水位情報はインターネットサイト「川の水位情報」から、スマートフォンやパソコンなどで誰でも確認することができるものです。市民に対しましては、7月15日発行の市報で周知したほか、防災情報ガイドにおいても関連サイトを紹介しており、風水害時の避難行動に役立てていただければと考えております。

雨量観測所については、危機管理型水位計と異なり、多額の設置経費と運用コストが必要とのことであり、ハードルが高いものと捉えておりますが、近年の気象変化により、局所的な豪雨が多発していることから、今後とも県と雨量観測所等の増設について、意見交換をしてまいりたいと考えております。

次に、市公式ホームページについてのお尋ねですが、

市公式ホームページは、本市の顔であり、情報を発信する上で重要なツールであると認識しております。ホームページについては、尾花沢市公式ホームページ管理規程に基づき運用しており、ホームページに掲載する内容は、原則として情報発信する担当課において随時作成、更新することとしております。また、管理規程においては、各課がホームページを作成、更新する場合、情報技術推進担当課である総務課にその旨を申請し、広報担当主管課の総合政策課と協議の上、ホームページへ掲載することと規定されておりますが、現在の運用方法と照らし合わせた場合、管理規程の改正も必要であると考えております。

ご指摘のとおり、市公式ホームページには、古い情報が掲載されたままになっているページもあることを確認しています。そのような状況を解消するためにも、尾花沢市公式ホームページ管理規程の内容を見直すとともに、システムの活用方法の確認と掲載内容を定期的に見直す仕組みを再構築し、市民の皆様が求める情報をタイムリーにわかりやすく提供できるよう努めてまいります。

次に、議会インターネット中継の閲覧についてですが、ウィンドウズ7のサポート終了に伴い、インターネットエクスプローラー11のサポートも終了し、閲覧が困難となってまいります。他のブラウザでご覧いただくことで対応は可能となりますが、今後メーカーのソフトやブラウザについても対応が終了していくものと想定されますので、視聴者側のパソコン等の推奨動作環境をホームページ上に表示するなど、視聴者への周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、議会インターネット中継配信システムについては、今年の5月に更新を行い、これまでのウィンドウズメディアプレイヤーによる再生方法から、ホームページ上で再生できる方法へ変更し、より多くの方から視聴できるようになっております。

続いて、空き家対策についてのお尋ねです。

空き家対策については、平成19年7月に空き家バンクを設置し、空き家情報の提供を行ってきております。平成28年度からは、より利用しやすく、分かりやすい情報提供を行うために、市のホームページにおぼなごわ空き家情報サイトを開設し、空き家活用支援制度、空き家登録制度などと併せて、空き家バンクの登録促進を図っております。

現在、ふるさと暮らし応援事業などの住宅関連補助事業については、関係課と連携しチラシを作成の上年2回全戸に配付するなど、周知拡大に向け努めており

ます。

空き家支援をまとめたパンフレットについては、関係課と連携しながら、これまでのチラシに税情報や新規補助制度など必要な情報を取り入れて、さらに見やすく、空き家の活用につながるよう情報発信に努めてまいります。

不良住宅除却促進事業につきましては、4月16日から6月30日までの期間で事前調査の申込みを受付けたところ、6件の申し込みがありました。その後、現地調査を行い、住宅の不良度の判定など交付対象要件の審査を行ったところ、6件のうち2件が該当し、7月26日に、尾花沢市空き家対策検討委員会を開催し、調査結果の報告と交付対象者の優先順位を確定し、その結果を申請者に通知しております。その後、2名の交付対象者から交付申請書の提出を受け、補助金交付決定を通知し、除却事業を進めているところです。

また、本市では毎年7月1日を基準に、各地区区長からの協力を得て空き家の実態調査を行い、老朽度、危険度などAからDまでの4段階にランク付けし、状況把握に努めているところです。

今年度は7月1日現在300件となっております。年度により変動はあるものの、新規空き家としては37件増えておりますが、この間、空き家の売買、賃貸による利活用のほか、取り壊しなどが行われた結果、昨年度の調査結果295件より5件増えている状況となっております。

こうした調査結果を踏まえ、利活用可能なA、Bランク142件の所有者を対象に意向調査を実施し、空き家バンクへの登録促進を図っております。昨年度の実績としては、新規登録12件、売買、賃貸による成約が13件となっておりますが、意向調査の結果などは、空き家にはなっているものの物置などに利用しているケースが一番多く、なかなか登録に結び付かない状況となっております。

マイホーム借上げ制度については、一般社団法人移住・住みかえ支援機構で実施しており、市民のマイホームを借り上げて、賃貸住宅として機構が貸し出す制度となっております。借り手のいない空室時も賃料が保証され、最低家賃保証制度もあるのですが、制度を利用するためには、一定の耐震性が確保されていることが条件で、建物診断や耐震診断等に初期費用がかかるなど経費も必要になってくるようです。住み替えを希望している方や空き家所有者の方には、有効な選択肢の1つとして考えられますので、制度の周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

市長、答弁のほうありがとうございました。順次自席より再質問させていただきたいと思います。

防災ガイド、いわゆるハザードマップと言うんですけども、どうして私これ挙げさせてもらったかというのと、去年もこれ作る際に、絶対見直ししてくださいねというふうに言ったはずです。というのは、やっぱりちょっと欠点のあるハザードマップだなというふうにしてまして、ですから指定緊急避難所の指定に関する手引きがありますよというふうに、私が教えたわけなんですけども、それに沿ってやってくださいねというふうに確か去年言ったと思います。自主防災会長と2回話し合いをしたということでありますが、自主防災会長っていうのは、区長でよろしいんでしょうか。お聞きします。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木 浩 君)

お答えいたします。自主防災会につきましては、各集落単位に組織してございまして、その会長さんにつきましては、それぞれの区長さんが会長さんになっておるところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

だいたい区長さんがやっているということでした。区長さんは自主防災組織の頭ではありますが、こういう制度、土砂災害防止法とかですね、そういう制度は全然分からないわけです。ですから私はこの手引きを使ってくださいねと言ったはずなんですけども、発行するにあたり、有識者からの助言や指導等は受けられましたか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木 浩 君)

お答えいたします。有識者からの助言等を受けたかどうかというふうなご質問でございますけども、このガイドの作成については、ほかの防災ガイド等の作成も請け負っておられる地図情報関係の業者でございまして、そういった業者が持っている防災の知識等を踏まえながら作成したところでございます。特にあの明確な有識者の助言を受けたというふうな経過はないと

ころでございます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

有識者からの助言、指導等は受けてないということでございます。しかしながら、これを発行するにあたって600万円近いお金が、税金がかかっているわけです。確か副市長、最上総合支庁長を歴任されておられます。副市長の見解を伺いたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

副市長。

◎副市長(石山 健一 君)

今回、総務課長から申し上げましたように、有識者からの指導というのは、受けるというのは望ましいことだとは思っておりますが、今回は業者のノウハウもあるということで、こういう作成の過程であったというふうには認識しております。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

これ確か保存版というように、確か大きく書いてあったと思います。というのはやっぱり、地区によって土砂災害のいわゆるイエローゾーンという場所に公民館がありますけども、そこを一時避難所になっているわけです。もしその一時避難所に避難している時に災害が起きた場合はどうするんですか。教えてください。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木 浩 君)

今の議員からご指摘いただきましたようにですね、集落によっては、警戒区域内の避難所を、現段階でまだ表示している集落もございまして。そこは各集落の市防災会との話し合いの結果を踏まえて、残しておるところでございますが、やはり、その災害によっては、非常に危険に直面する可能性があるかと思えます。例えば大雨でありますと、ある程度の気象の見通しなども把握できるわけでございますので、そういった場合については、警戒区域内にある避難所ではなくて、最寄りの指定避難所等へ避難していただくような形で、市防災会との連携を今後しっかりと取っていききたいというふうには考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

ありがとうございます。市ではですね、災害時の初

動マニュアルは、毎年策定しています。やはりその中には実際、一時避難所の開設というのは載っておりません。この初動マニュアルを策定していますけれども、マニュアルに沿った研修等は開催していますか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。庁内的には、毎年ではございませんけれども、図上訓練というものを、職員を中心に開催をしておるところでございます。今年も年内中に、図上訓練を開催するというので、この初動マニュアルを基本とした形で、実際の災害時の対応、的確に取れるように訓練をしていきたいと、年内中にしていきたいというふうに考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

毎年はやってないということなんですけれども、これ毎年人が代わりますよね、配置するところは。これは毎年しなくちゃいけないと思いますし、私これはもっと今から台風、今時期になってますけれども、もっと早くしなければならぬと思っています。今年度中といっても、冬にやってもあまり意味が、雪の対策とか、そういうのだけだと思いますんで、できれば本当は、6月だったら6月、5月だったら5月と決めて、こういうふうには毎年やってもらいたいと思います。また本当にハザードマップ、ガイドマップ出してしまったので、今さら全部、その地区だけ回収するという事は難しいでしょうから、とにかくこの初動マニュアルに則った方法で避難をしてもらいたいと思いますし、人命第一だと思うんです、私は。何を言っても、人命第一ですから、去年のような大雨以上のものが起きたら、もっと大きな被害に遭うと思いますので、その辺だけの初動対策、行っていただきたいと思います。

次ですけれども、指定緊急避難所を指定した旨を都道府県には通知や公示は行ってないということなんですけれども、これ行うというふうに手引きではなってるんですね。どうして行ってないんでしょうか。もう一度お願いします。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

ただ今議員からお話がありましたとおり、この指定緊急避難場所につきましては、災害対策法の中で、指定しなければならないというふうに指定されておる

ところがございます。そういった中で、ちょっと尾花沢市につきましては指定が遅れておりまして、大変申しわけなく思っておるところでございますけれども、やはりあの、この指定緊急避難場所につきましては、住民が命を守るために緊急的に避難する施設、場所だというふうなことで、法律で指定を義務付けられておりますので、これまで指定が遅れてまいりましたが、早急に指定してまいりたいというふうに考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

命を守る指定場所でございます。それでその指定場所を通知、公示する場合、今回ちょっとそのイエローゾーンに入っているのを、一時避難所は抜いてもらうということによろしいですか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。法律の規定では、緊急指定避難場所につきましては、異常な現象の種類ごとに指定しなければならないというふうに規定されてございます。その異常な現象の種類と言いますのは、災害の種類でありますけれども、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事などというふうなものでありまして、これらの災害ごとに、それぞれ避難所を指定しなければならないというふうな規定でございます。そういったことを踏まえながら、具体的には現在の指定避難所を基本といたしまして、指定の基準に照らし合わせながら、また避難区域の方と十分に協議をした上で指定のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

なんかちょっと勘違いしているのかなと思うんですけれども、地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難所の場合というのは、管理条件と立地条件を満たすことです。もし立地条件を満たさない場合は、構造条件を満たすことというふうになってます。その構造条件というのは、基本的に鉄骨造りです。あとは基本的には、土砂災害警戒区域に入っているものは入れないというふうになっております。もう一度この手引きをですね、しっかり熟読してやっていただけたらなと思いますが、どうでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

ただ今議員からお話ありましたとおり、指定基準として4つの条件がございまして、そのところをきちんと満たしていかなければならないというふうなことでございますので、この部分をしっかり手引きのほうを参照しながら、きちんと条件を満たすような形で指定のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

ぜひお願いします。なにかあってからでは遅いので、ぜひその辺は、慎重にお願いしたいと思います。これだけでいってしまうと、時間なくなってしまうので、実はインターネット上で指定緊急避難所はですね、ヤフーとかですね、国土地理院のほうでも行っているんですが、これは各自治体が希望取ってやるようでございます。ヤフーのほうでは、県内でも結構掲載されていないところあるんですけども、国土地理院上では、山形県では米沢市と尾花沢市だけです。載っていないのは、その辺も、情報の共有ということで進めてもらえたらというふうに思います。

次にいきます。避難所へのエアコンの設置について、1年間で15台設置していただいたということで、すごくこれは感謝申し上げます。やっぱりこう1年間の中で、こういうふうにスピード感をもって、やっぱりできることはどんどん進めるということはすごく重要だと思いますし、この15台設置することによって、何かあったとき、快適に過ごされるのかなというふうに思います。まず1年間の中で15台も設置していただきまして、ありがとうございます。

あと次に移ります。雨量観測所の増設はないけれども、危機管理型の水位計を2ヵ所設置したということでございます。これも1年間の中でやって、きちんとやってくれたのかなと思います。やはり、できれば基本的には雨量を見ることによって、河川が増水するのは当たり前なことなんです。もちろんこの危機管理水位計も重要なんですけども、やっぱり雨量の情報というのは、各地区によって違うわけですから、その辺も引き続き要望してもらえたらというふうに思います。防災対策については、以上とさせていただきます。

次、尾花沢市のホームページについてお伺いします。私はホームページ、かなり尾花沢市のホームページ見

させていただいているんですけども、ホームページの構成自体は別にそんなに悪くはないと思うんです。ただやっぱり更新されてないものが多いとか、無駄なコンテンツが多いとかですね、そういうのがありまして、例えばです、観光情報などがうまく使いきれてないとか、あとはヤフー天気なんていらないうると思うんですよ。尾花沢市のホームページには、基本的に、みんなヤフーなんていうのは自分で検索すれば、すぐ出てくるわけですし、あと雪対策情報って夏場はいらないうると思いますし、冬から始めればいいだけの話ですし、そういうコンテンツをもっと有効に使うべきだと私は思っています。それでそうなんですけど、もちろん何回も全員協議会でも言ってますけども、市長の今週の予定が先週のままだったりとか、さまざまやっぱり古いデータが残っております。あと、観光の皆様へというコンテンツがあるんですけども、そこにいくと、温泉、まつり、グルメ、特産品、尾花沢の自然という4項目あるんですけども、ですから単純に言えば温泉と言ったら銀山温泉の公式サイトのようにジャンプアップするように、パンってやればいいですし、あとグルメサイトや祭りと言ったら観光物産協会のほうにパンって行くように、ジャンプアップさせれば済むだけの話だと思うんです。尾花沢市のホームページより、すごく詳しいです、そっちのほうが。ですからやっぱり、ホームページの構成担当ってやっぱり必要かと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

お答えしたいと思います。議員仰せのとおり、尾花沢市のホームページは非常に複雑な構成になっているのかなと認識しております。確かに、主管課が今の管理規程だと、どこか分からないような状況になってございまして、例えば本来的には、システム関係については総務課、掲載する内容の確認については総合政策課と、非常に分離された形になっております。そうしたところをまず一本化するべきかなと、思っているところであります。ただ、今、ホームページに掲載する内容というのは、各課で膨大な量になっておりまして、全部が1つの課で管理するのは、現実的ではないのかなと、思っているところでございます。そうしたことで、さまざま考えられるのは、まずは庁内の各課にホームページの担当者を置いたほうがいいのかと、考えております。その担当者を置いて、実際の今ホームページっていうのは、このデータをいつまで載せれ

ば削除できるっていうふうに、期限を切ることができるようになっておりますので、そういった使い方についても、今後ホームページの担当者で情報共有していくということが必要かなと考えてございまして、まずとにかく、ホームページを見やすいようにするために、内部で1回話し合いをさせていただければというふうに思っております。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

ありがとうございます。やっぱりこういうのは、課全体で話し合っていたきまして、やっていただければいいのかなと思いますし、やはり本当に古い情報の塊になっているところがありまして、四大祭りなんかはですね、去年の平成30年の日程になってたりですね、あとは建設課さんで言うと、荒楯分譲地、確か2区画分譲されていると思うんですが、1画分のままでありますし、本当にたくさん古い情報があります。私もですね、去年議員になってからですね、各課に古い情報のところは、各課に出向いてですね、指摘したところではございますが、たくさんありすぎて、ちょっと指摘もできないぐらいありますので、ぜひですねその辺、してもらいたいと思いますし、あとやっぱりHPを最新版にしていく仕組みづくりというのは、やっぱり重要だと思います。あとやっぱり働き方改革とか、いろんなこと今言われてますけども、やっぱり商工観光課さんなんていうのはやっぱり、土日もなく、イベントにイベント、イベントってことで、手が回らない状況だと思うんですね。以前にもですね、一般質問のほうで話しましたが、観光コーディネーターとか、やっぱり旅行代理店の人材を雇うことでですね、もちろん観光の発展もそうですし、ホームページの作成指導や市の負担軽減にもつながってくると思います。あと官公庁では、広域周遊観光促進のための専門家派遣事業なんてのをやっているみたいですし、総務省では、地域情報化アドバイザー派遣制度や、地域創生人材派遣制度というのがあるみたいでございまして。こういった国の制度をうまく活用したほうがいいとは思っているんですが、今回ちょっと通告のほうに派遣事業の話は入れてませんので、今回質問はしませんけども、次の一般質問あたりで取り上げさせてもらいたいと思います。じゃあホームページ作成のほう、すごく検討していただいて、より良いホームページになるよう、よろしくお願いいたします。

あとは、過去の議会動画を閲覧できるようにという

ことなんですけども、確かに今の新しい議会のほうに入っていきますと、6月分からは新しくなってます、その分は見られます。ただ、過去、その以前の3月以前の録画動画というのは、マイクロソフトエッジでは見れないんですね、実は。ということは、そのマイクロソフトエッジで見るようにするには、今の5月から契約しているやつにもう1回載せ直すかしないと駄目なわけですけども、そういう検討はしていますでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。現在多くの方から中継を見ていただけるようにということで、さまざまな改修、更新のほうをしておるところでございまして。ただ今、議員からご指摘ありましたのが、過去の分にはついてはまた見れないんじゃないかというふうなことでございまして、この分につきましてはちょっと調査いたしまして、順次見れるような対応をしていく必要があると思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

ぜひよろしくお願いいたします。私もこれ結構、過去の議会の動画のほう、見させてもらっています。誰がどういうこと言ったのかなとか、やっぱりそういうところも、私も勉強していかなくちゃいけないと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、空き家対策についてですけども、本当に空き家、お答えにありましたけども、今300件あるというふうに答弁いただきました。その中でもやっぱり、いろんな制度がありまして、税制措置もそうですし、除却に対する措置とかですね、あとはいろんな措置があるわけでありまして、私もあの一般の人たちに、こういう措置ありますよ、こういうのもありますよと、言って歩くのもいいんですけども、なかなか多種多様でありますから、ぜひパンフレット作成していただきたいと思うんですが、チラシというよりもパンフレットを考えているんですが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(佐藤京子君)

ただ今の質問にお答えいたします。市長も先ほど申し上げたんですけども、現在ふるさと暮らし応援事業や、住宅等の関連補助事業のチラシということで、

年2回作成しておりますので、そちらのほうの内容をさらに充実して、必要な情報を取り入れた読みやすいものにして、情報発信に努めてまいりたいと思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

ぜひよろしく願います。できたらまず私にいただければと思います。

じゃあ次、不良住宅除却促進事業、今回2件が対象になったということでありますけども、ちょっとこの判定基準についてお聞きしますが、不良住宅除却促進事業の判定基準の内容というのは、なんか330点中100点を超えれば対象になるわけですけども、尾花沢市空家等対策計画の現地調査表のAからDランクを決めるには、判定基準が455点中150点以上がDランクということなんですけども、内容を統一しなかった理由というのは何かあるんでしょうか。教えてください。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

建設課のほうで対応している不良住宅除却促進事業については、国庫補助事業でございまして、国の基準に基づいて対応しておるところでございます。定住応援課のほうの基準についての詳細は、私は分かりませんけれども、そちらのほうで、建設課で行っている事業を合わせるということは、できないというふうなことでございます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

建設課さんと総務課さんでは内容が違うのかなというふうには思いますけども、別に深い意味はないんですけども、ただ、1回調べてみますと、判断基準の点数も違うし、なんか理由があるのかなと思って、ちょっと質問させていただいたんですけども、建設課さんは建設課さんで除却に対する点数の付け方だよというふうに受け止めてよろしいということでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

建設課のほうで行っている基準については、先ほど申し上げたとおり、国で定められている基準に基づいてやっておるところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

分かりました。それは国の基準に則ってやっているということで理解しておきます。

最後に、マイホーム借上げ制度、今回提案させていただいております。今、答弁にもありましたが、300件が空き家になっているということで、空き家バンクのほうには今現在どのくらい登録なっているのでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(佐藤京子君)

お答えいたします。現在ホームページのほうに登録されているバンクについては、8件登録、掲載されております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

300件の空き家があつて、バンクには8件しかないということなんですよね。非常に少ないような気がするんですが、A、Bのランクが140何件ってありましたよね。すいません、願います。

◎議長(大類好彦議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(佐藤京子君)

失礼いたしました。300件の内訳といたしましては、Aランクが55件、Bランクが87件、Cランクが126件、Dランクが32件で、合計が300件となっております。ここからバンクのほうに登録していただけるというのが、なかなかない状況でございまして、今年度登録をしていただいた件数は4件となっております。昨年度で12件、今年度で4件というような状況になっております。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

ありがとうございます。なかなか空き家バンクにも登録していないということで、マイホーム借上げ制度というのは、先ほど答弁にもありましたが、マイホームとしてJ T Iのほうで借り上げて、転貸して安定した収入を確保するシステムなんですけども、確かに耐震性が確保されていることが条件とあるんですが、これ逆に耐震条件を満たさない場合ですけども、10年以上の定期借家契約をしますと、耐震改修費用が500万円まで出ます。J T Iのほうから、これは。こ

れも新しい制度のようでございます。そしてやっぱり尾花沢という土地柄ですけども、やっぱり空き家にしてしまうと、屋根の損傷はすぐ悪くなってしまいますし、なるべく空き家をそのままとくんじゃなくて、この制度をですね、よりよく使っていただきたいというふうに思います。そして、基本的にはですね、なかなかこれって実はあまり、ほかの県でも進んでない、この制度、宮城かどっかで1件しか、2件しかないですね。ですからやっぱりこういう雪国尾花沢、空き家が300件ある。これA、B、C、D対象、Dはちょっと難しいかもしれないですけども、Cぐらいまでで、耐震の改修が500万円まで出るということだったので、先進事例として、積極的に取り組んでいただきたいと、思いますし、市に窓口を開設してはいかがかと思うんですが、どうでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(佐藤京子君)

お答えいたします。マイホームの借上げ制度でございますけれども、持ち主が直接、機構のほうに申し込むような形になっております。先ほど、議員のほうからも仰られましたように、なかなか需要もないということでございます。本市に相談に来る空き家の所有者の内容は、ほとんど売買を希望している方が多いというのが現状でございますので、今の時点で、窓口を市のほうにというご提案でございますが、そちらのほうの必要が、まだ現時点ではないということを考えております。現時点では、市の設置はないんですけれども、指定した業者を通じてそういう紹介等をして、広報をしていきたいと考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

実はこれあのハウジングライフプランナーと言って、制度の説明、アドバイスする人が必要なんです、これ。ですから、基本的には窓口というか、市の建設課さん、もしくは定住応援課さんもそうですけども、そういう制度があるよという知識を持っていただいて、市民にも提供しないと、業者だけ持ってるんでは、業者って人と会う機会がそんなにありませんので、ぜひこういう制度があるというのをぜひ推奨していただきたいと、思います。そして空き家対策の一環として進めていただければというふうに思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、星川薫議員の質問を打ち切ります。

ここで、15分間休憩いたします。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時14分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。この際、申し上げます。本日の会議は、時間を延長しますので、あらかじめご了承願います。

次に10番 小関英子議員の発言を許します。小関議員。

[10番 小関英子 議員 登壇]

◎10番(小関英子議員)

令和元年9月定例会、一言申し上げます。7月7日に行われた尾花沢市議会議員選挙におきまして、3期目の当選をさせていただきました。多くの市民の方からの支援をいただきましたので、これからも、お1人でも多くの市民の声を、しっかりと市政に届けていけるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは通告にしたがい、一般質問させていただきます。

はじめに高齢者の買い物支援についてお伺いいたします。

高齢者の買い物の支援について、民間事業者も含めて現在市内で行われている支援事業は、どんなものか、どのようなことが行われているかお伺いいたします。

今後新たな支援策等ありましたらお聞きしたいと思います。例えば商店街やスーパーに向かう買い物支援バスを運行する、あるいは移動販売車などで、高齢者が自分の目を見て、品物を選びながら買い物ができるように支援していくことをお考えではないか、お伺いいたします。

ネットスーパーなども普及していますが、実際に買い物に行くことで、歩く機会や、店やバスで出会う人とコミュニケーションをとることが増え、健康増進にもつながると思われれます。例えば買い物支援のような乗合バスのようなもの、また高齢者が選べるように移動販売車が各地域に行って買い物をしていただくとか、お考えではないでしょうか。天童市、また村山市では大型スーパーなどと提携して、バスを運行しているようです。お伺いいたします。

次に冬期間の安全運行の確保について、3点お伺い

いたします。

間口除雪について、全戸の間口除雪をしてくれると考えている市民の方が多いようで、間口除雪の定義について、市政と市民のほうの差があるように考えられますけども、間口除雪の定義を市民への周知は徹底しているでしょうか、お伺いいたします。

また市が実施する間口除雪の対象についてお伺いいたします。

2点目、昨シーズン間口除雪を実施し、結果、検証を行ったと思われませんが、間口除雪の成果と課題は何かお伺いします。

また、課題の解決策についても、併せてお伺いいたします。

3点目、来年開園する認定こども園の北側の市道には、現在側溝に蓋がないところがあります。今後、来年の4月開園したあとに、交通量が増えると思われませんが、安全確保のための対策をお伺いしたいと思えます。

次に、防災対策の拡充についてお伺いいたします。4点お伺いします。

1点目、尾花沢市防災情報ガイドが全世帯に配付されましたが、実際に読んでもらえないと意味がないと思われまます。周知の工夫はしているか、お伺いいたします。

また、10月6日の市の防災訓練で、防災情報ガイドを活用しての訓練をする予定はあるかお伺いいたします。

2点目、避難所を開設する際に、夜間や休日など、避難所になる施設が無人の時の鍵の所在は周知されているか。また避難所担当の職員が、毎年避難所の物資などの確認をしていると聞いています。その際に、自主防災会も立ち会っているか、以前もお伺いしましたけども、現在は進められているか、お伺いいたします。鍵の保管場所も含めて、自主防災会と連携し、さらに区長さんだけでなく、情報をしっかりと共有できることが大事だと思いますので、住民に対しても、しっかりと情報提供されているか、お伺いいたします。

3点目、避難所のトイレについて、対策はどのようにされているか、お伺いいたします。

特に水が出ない場合の対策においてお伺いいたします。携帯トイレの備蓄なども必要になるのではないのでしょうか。お伺いいたします。

4点目、発災時の多言語対策については、どのように対応されているか、お伺いいたします。

情報防災ガイドは、日本語表記のみですので、海外

出身の市民や、急増しているインバウンドのお客様への対応が必要だと思います。銀山温泉には多くのお客様が来られているとお伺いしております。銀山温泉組合とも協議を重ねているとは、お伺いしておりますが、具体的な対策が進められておられれば、お伺いしたいと思います。

次に4点目、誰もが住みやすいまちづくりについて、お伺いいたします。2点お伺いいたします。

障がい者に対して、現在市で行っている支援事業の状況をお伺いします。支援事業の内容と利用人数などお伺いいたします。

2点目、今後支援事業の拡充や、新たに考えている支援策があればお伺いいたします。障がい者と健常者の交流の場や、障がいを持った方も気軽に、ともに参加できるイベントがあることが必要だと思います。そうすれば、障がい者への理解が深まり、また障がい者と健常者と、ともに暮らすより良い暮らしやすいまちづくりになると思えます。例えば、手話教室などを考えているか、お伺いいたします。

次に最後の質問になります。

5番目としてSDG sの取り組みの推進を考えているか、2点お伺いいたします。

第6次尾花沢市総合振興計画後期計画は、今回のSDG sを取り入れた計画となっているか、お伺いいたします。

SDG sは、2015年9月、国連サミットで採択されたもので、第6次総合振興計画の後期が2016年からになっておりますので、その中には入っているか、お伺いいたします。

2点目、今後SDG sを意識した、具体的な取り組み予定はあるか、お伺いいたします。

第7次総合振興計画に、しっかりとSDG sを取り入れていくべきと考えるのがいかがか、お伺いいたします。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

小関議員からは、大きく5点についてのご質問をいただきました。随時お答えしていきます。

まず、高齢者の買い物支援に関するお尋ねです。

本市では尾花沢市商店街協同組合に、業務委託を行っている高齢者買物支援事業があります。これは平成26年度からスタートした事業であり、国の補助事業で

購入した保冷車を活用し、注文のあった品物を市内全域に無料で配達するものです。具体的には、活性化センター内の尾花沢市商店街協同組合の事務所に、市民から電話が入ると、組合では商店から商品を受け取り、受注者に届けます。毎年200件ほどの注文がありますが、地域によってはほとんど注文がないところもあり、チラシを持って訪問したり、各地区公民館で行われる高齢者向けの事業の際に、買い物支援に係るアンケートを実施するなど周知に努めております。

次に、高齢者の買い物支援についてのご質問ですが、天童市では平成30年10月より、ショッピングリハビリ事業を実施しているようです。この事業はデイサービスの職員が同行し、準備運動をしてスーパーで1時間程度の買い物を行うもので、歩数を確認するなど、リハビリの内容となっています。事業開始のきっかけとなったのが、高齢者の筋力低下、低栄養、口腔ケア不足の課題と、運転免許返納に伴う買い物困難、閉じこもりの増加から要介護状態への移行が懸念されたことや、厚生労働省の認定調査結果を分析した結果から、特に要支援者の方が、買い物などの生活行為の一部がしづらくなっているといったところにあるようです。

本市においても、ひとり暮らしや老夫婦世帯の増加などに伴う生活支援の課題を抱えており、買い物支援もその1つであると捉えております。買い物をすることで自分の足で歩き、買うものを考え、金銭管理を行うなどの行為は、高齢者の自立した生活につながるものと考えております。来年度は第8期介護保険事業計画策定の年でもありますので、介護保険制度に限らず、できる限り自立して、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、広く高齢者の課題やニーズを把握しながら、検討してまいります。

次に、冬期間の安全運行の確保に関するお尋ねです。

間口除雪につきましては、これまで行ってきた除雪作業をさらに充実させ、市民の雪に関する負担を軽減するため、昨年度より本格的な取り組みを実施したところです。

まず、間口除雪の実施方法についてですが、各戸の出入口部や車庫前などに、除雪車による固い雪を置かないように行う除雪作業であり、市道敷地内の除雪作業となります。具体的には、除雪ドーザーの場合、除雪車の排土板の角度を調整し、各戸の出入口部の雪を道路中央部に寄せ、一旦バックして中央部の雪を押しながら脇に寄せる除雪作業となっています。

降雪前に、除雪委託業者と間口除雪の具体的な作業方法の確認、検討を行いました。その中で確認された

ことは、これまでも各戸の間口や、車庫前に接する市道については、配慮した除雪作業を行うこととなっており、すでに間口に留意して除雪を行っている路線もあること。また、ロータリ除雪車で作業を行っている路線については、その機械の特性を生かし、各戸の出入口や、車庫前に接する市道には、雪を飛ばさない作業を行っており、結果的に間口除雪に結びついているとのことでした。こうした状況を踏まえ、間口除雪の実施箇所については、本町地区の家屋連坦地区など、雪押し場の確保が難しい路線を除く全路線において、可能な範囲内で実施することを確認し、昨シーズンの除雪作業を行ってまいりました。市民への周知については、今後、除雪計画書や除雪に関するチラシに、間口除雪に関する具体的な実施方法について掲載するなど、市民からの理解と協力を図ってまいります。

間口除雪の検証結果については、5月中旬に除雪業務委託検証会議を開催し、受託業者5社の代表者、除雪作業責任者から参集していただき、昨シーズンの除雪業務委託全般に関する検証を行っております。その中で、間口除雪に関しても、各除雪業者から実施状況の報告と意見をいただきました。本町地区以外の除雪路線においては、その多くの路線でシーズン前に確認したとおり、全路線において、各戸口に雪の塊を残さないように配慮した除雪作業に努め、おおむね当初方針どおりの間口除雪が実施されたものと確認したところであります。

本町地区においても、すでに間口除雪を実施している路線があり、さらなる充実した作業に努めてきました。今回より初めて間口除雪に取り組んだ路線においては、作業手順に慣れるまで時間を要し、その分除雪稼働時間が増えたとのことです。また、家屋が密集し雪押し場が少ない路線については、間口除雪も難しい面があるとのことで、今後、間口除雪の拡充を進めるためには、雪押し場の確保が急務であると確認したところです。また、間口除雪に適した除雪機械として、ロータリ除雪車の増設の意見もいただいております。

こうした検証結果を踏まえ、今後、間口除雪の充実を図るには、除雪オペレーターの技術向上、雪押し場の確保、間口除雪に適した機械の導入などを図っていく必要があるものと考えております。

間口除雪については、昨年度初めて取り組んだものであり、まだまだ不十分な点も多々あるかと思いますが、今後、各地区の区長さん方からも、ご意見を頂戴しながら、よりきめ細やかな除雪作業に努めてまいります。

次に、認定こども園の周辺道路の安全対策についてです。

来春開園する認定こども園の交通に係る安全対策については、除雪方法、夜間照明の設置、通行車両の安全確保など、事業者及び区長、関係者を含めて、それぞれの面から対策を検討してきたところです。

旧大石田街道を含めた周辺の除雪につきましては、事業者、区長等と協議を重ね、認定こども園利用者及び周辺住民の生活に支障のないよう除雪経路、雪置き場の確保等について見直しを行ったところです。また、開園に伴い、通行量が増えることが見込まれることから、施設出入口への照明の設置、出入口の十分な幅員の確保や、入口から出口に向けて一方通行するなど、車両が安全に通行できるよう対策を講じると伺っております。

また、認定こども園北側の市道Ⅲ-58号線の一部の区間の側溝には蓋が設置されておりませんが、現在のところ交通量も少ないことから、現段階では側溝蓋整備については実施しない予定です。今後、認定こども園開園後の交通量の状況や、地域からの要望などを踏まえ対応してまいります。

次に、防災対策の拡充についてです。

まず、防災情報ガイドの今後の活用についてのお尋ねですが、昨年の8月豪雨における住民避難を教訓として、尾花沢市防災情報ガイドを、7月中旬に市内全世帯及び関係団体等へ配布しました。今後は家庭、地域における災害時の避難行動に、本ガイドを十分に活用していただきたいと考えております。読んでいただくための具体的な工夫であります。9月15日号の市報に、防災特集ページを掲載することとしており、改めて防災情報ガイドの発刊の意義を周知させていただく予定です。

全世帯への配布に際しては、各地区の自主防災会長である区長さん方から、多大なるご協力をいただきましたが、配布の依頼とあわせ、自主防災会単位での本ガイドを活用した講習会、訓練等の実施についても依頼しており、その際には、職員派遣による人的支援もさせていただき旨をお伝えしています。

また、10月6日の市総合防災訓練における防災情報ガイドの活用ですが、保育園や地区公民館などの指定避難所への住民避難訓練を行うこととなっており、その指定避難所において、防災士による防災講話を予定しております。その際、防災情報ガイドの活用についてお話しいただくよう、山形県防災士会尾花沢支部様と相談させていただきたいと考えています。

次に、指定避難所についてのお尋ねですが、夜間、休日などの、緊急の避難所開設のために、小中学校、公立保育所の一部の避難所につきましては、地元自主防災会長に合鍵をお渡ししております。指定避難所の中には、民間施設もありますので、これらにつきましては、引き続き慎重に検討してまいります。

毎年、指定避難所担当職員による指定避難所の点検作業を実施しておりますが、今年度から点検作業の際に、地元自主防災会の方から立ち合いをお願いしております。点検においては、避難所資機材、通信機器、備蓄品等の所在及び状態確認を行うとともに、避難所開設のための鍵管理者及び連絡方法等を確認しています。いざという時には、鍵の保管場所も含め、自主防災会内で情報共有が不可欠でありますので、引き続き自主防災会と連携しながら、指定避難所の開設に備えてまいります。

次に、指定避難所のトイレ対策についてのお尋ねですが、現在のところ指定避難所に簡易式トイレなどの配備はしておらず、断水や下水道等の被災時の課題となっています。このような中、去る8月19日に、NPO法人コメリ災害対策センター様と災害時の物資供給に関する協定を締結させていただきました。供給対象品目の中には簡易トイレも入っており、有事の際には、協定に基づき調達をさせていただきたいと考えております。また、発災後は物資が供給されるまでに日数が掛かることも想定されますので、簡易トイレの備蓄も含め対策を考えてまいります。

次に、防災情報の多言語化についてのお尋ねですが、このたびの防災情報ガイドにつきましては、紙面の都合上、外国語表記については行っておりません。近年、外国からの観光客が急増し、災害情報の多言語化が必要なことを認識しております。今後、先進事例などを参考に、有効な情報提供方法を検討してまいります。

また、発災時の銀山温泉における対応についてですが、年々増加している外国人宿泊者の緊急時における対策の重要度が増しており、銀山温泉組合においても喫緊の課題であることを認識しております。具体的には、客室に案内する際に目をとおしていただけるような、多言語で表記したコンパクトなマニュアルを組合で製作する計画です。

障がい者も含めた、誰もが住みやすい町づくりについてのお尋ねですが、平成29年に尾花沢市障がい者計画が見直され、あわせて、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画が策定されました。プランの基本理念である「だれもが互いに尊重しあい、自立と社

会参加を実現するまち」にはノーマライゼーションをいかに具現化していくかにあります。来年度は計画策定の年となりますが、同じく29年度に策定した、第2期尾花沢市地域福祉計画では、自助、共助、公助の役割を再確認し、絆を礎とし、互いに支えあう地域共生社会の実現を目指すとしており、支援事業の拡充や新規の支援策についても、このような視点が重点と考えております。

今年で第6回を数える元気おばね絆駅伝大会では、当初から障がいを持つ方からも参加をいただくよう障がい者枠を設定し、各チームの一員として参加することで、障がいのあるなしに関わらず、地域住民の連帯感を強め、活気に満ちた大会となっております。

こうした事例からも、新たなイベントではなく、これまで行われている多くのイベントに、障がい者も参加できるような配慮があることで、健常者との交流も広がるのではと思います。まずは、来月予定の市制施行60周年記念事業に手話通訳をお願いするとか、車いすの方でも参加できるよう席を確保するなど、配慮したいと考えております。

なお、支援事業の詳細については担当課長より説明いたします。

次に、SDG s への取り組みに関するお尋ねです。

SDG s いわゆる、持続可能な開発目標についてですが、2015年9月の国連サミットの中で決定され、2016年から2030年までの国際社会共通の目標であり、誰ひとり取り残さない社会を実現するため、先進国と途上国が丸となって、達成すべき目標で構成されております。具体的には、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、気候変動にいたるまで、世界が抱える課題を包括的に17の目標として設定し、さらに目標ごとに具体的な169項目の詳細な目標が定められております。

日本政府においても、地方自治体にSDG s を導入し、経済、社会、環境に係る諸課題の解決に統合的に取り組むことは、持続可能な発展をもたらす、国全体としての地方創生の推進につながるものとしており、企業や地方自治体との連携によって、政府が定めたSDG s アクションプラン2018に基づき、日本のSDG s モデルを構築することとしております。

本市では現在、第6次尾花沢市総合振興計画に基づき、まちづくりを進めておりますが、後期基本計画に掲げる、産業、定住促進、保健・医療、環境保全、都市基盤、教育、まちづくりの7つの基本目標全てが、SDG s が掲げる17目標のいずれかの理念に適合して

いるものと考えております。具体的には、SDG s が掲げる目標の1つである「あらゆる年齢の人々の健康的な生活を確保する」という目標は、誰もが健康に暮らせることを目指すために策定された、健康おばね21の基本理念「生涯元気！いのちの躍動を感じるまちづくり」に通ずるものであり、SDG s の理念は本市が策定している各計画と密接に関連するものと捉えております。

次期総合振興計画策定では、政府が策定した「持続可能な開発目標実施指針」において、「各自治体の計画策定や改訂の際にはSDG s の理念を最大限反映させること」が奨励されておりますので、本市としても、計画の効果検証と現状分析を行い、SDG s の理念を踏まえて、実効性のある分かりやすい計画策定に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

障がい者に対して、現在市で行っている支援事業についての概況を申し上げます。

障がい者に対する各サービスについては、障がい者総合支援法によるところが大きく、身体障がい、知的障がい、発達障がい、精神疾患、難病などによりまして、介護や就労支援を必要とする方々を、支援の度合いである、障がい支援区分を認定しまして、区分に応じたサービスが利用できるものとなっております。具体的には障がいと程度に応じた施設への入所、通所、ショートステイ、ホームヘルプサービスなどのほかに、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助など多岐にわたります。平成30年度の実績で、給付延べ人数は3,526人、これは月ごとの請求によるものであります。事業費が3億5,600万円となっております。

そのほか、NPO法人はながさが運営する地域活動支援センター、移動支援などの地域生活支援事業費が2,100万円。障がい児通所給付事業が延べ256人、2,200万円。障がい者(児)に対する医療費の自己負担を軽減する自立支援医療の給付は、35件、180万円。日常生活用具給付については184件、322万円。身体障がい者補装具の給付については、修理と合わせて、33件、202万円。手当関係につきまして、特別障がい者手当が延べ97人、283万円。障がい児福祉手当は延べ181人、286万円。いずれも平成30年度の実績でありまして、先般配付させていただきました、平成30年度主要な施策の成果と予算執行の実績報告書に記載されて

いるものであります。

また、市独自の事業としまして、タクシー券やリフト付きタクシー券、給油券を含む障がい者社会参加移動促進事業については345件でありまして、422万円。紙おむつなどの介護用品支給事業については8人、54万円となっております。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

大変丁寧な説明ありがとうございました。順次自席から再質問させていただきたいと思います。

1番目の、高齢者の買い物支援のほうですけども、市長のほうからもありましたように、天童市のほうでは、大規模な事業を展開をされているということで、承知しているところです。近隣では村山市さんにおいて大型スーパーと提携して、バスを運行しているようなんですけども、そういうふうに尾花沢市でも、今路線バスを運行しているわけですけども、その路線バス、なかなか、空車率のほうが高いということで、やはりそのバス、ほぼ毎日走っているわけですけども、そういう路線バスとは別に、しっかりと予約制のような形にして、宮沢方面からとか、または常盤方面からとか、月に2回ほど日にちを決めて、商店やスーパーのほうに運行できるような、そういうお考えはないでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。この質問をいただいた時に、私なりにその買い物の支援について、ちょっと整理しました。3つあるかと思うんです。1つは移動支援というふうなことで、例えばそれは乗合バスであったり、現在やっている思いやりタクシーがそうかと思えます。2つ目が、買い物の行為に対する支援、つまり介護的なものがあるかと思えます。先ほど市長が申し上げた天童市の例については、それにあたるかと思えます。それから買い物の代行ということで、買い物そのものを代行する、いわゆるお使用のような位置付け、この3つがあるかなと考えたところでした。直接のそのバスの運行については、福祉としては何かお答えにならないかもしれませんが、ひとつ今やっている事業、シルバー支援隊のサービスというふうなことで、ご紹介します。これにつきましては、介護予防という観点です。日常生活支援総合事業の訪問型サービスB、これあの住民主体による支援というふうなことで実施

しております、市のほうからシルバーさんのほうに委託しているものです。サービス内容については、ゴミ出しとか、掃除とかということになるんですけども、この中に先ほど申し上げたような、お使いというふうな部分もあります。その買い物の行為に対する支援というふうなことで、一緒にそのお店に行って、買い物のお手伝いをするという支援も含まれます。8月末現在の利用者、実はまだ2名しかおりませんで、主にそのゴミ出しとか掃除の支援が主なようです。週1回程度の利用になっております。利用料金については、1回200円60分、1時間未満、週2回までというふうなことになっております。先ほど申し上げたその3つの視点から、どのようなアプローチができるかということ、それからニーズの点を整理いたしまして、議員仰るような、バスの運行というふうなことも視野に入れて、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

ありがとうございます。やはり今あることをいかに活用するかというのが逆に1番大事なのかなと思います。バスというのはやはり、市民の方がその路線バスを見て、どうしてもそういうふうに感じてしまったということが強くあったかなとは思いますが。その中で今、最後のほうに言われましたけども、シルバーのほうでということで、ゴミ出し、掃除、またお使用ということもあるということで、そういう事業があるというのは、どれほど市民の方に周知なっていますか。そこが大事なのではないでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。チラシを作りまして、全戸配布をさせていただいた、それから、特に包括支援センターを中心として、そういった方にも、そのチラシを持ってご案内しているというふうなことになっています。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

チラシというお話がありますが、やはりなかなかチラシと言うと、たぶんおそらく市報と一緒に回っていることだと思うので、なかなかその市報、またチラシを見ていただくのが、おそらく2から3割の方ではないのかなと思ひまして、やはりどうしても多いと、なかなかこう全部目をとおすって、いろんな市のほう

では、いろんな情報を入れたいので、結構細かく入っているのですが、なかなか自分が欲しいものが見当たらないっていうか、見つけられないのが現実ではないのかなって思います。全戸配布してること、その市民の方の手元にも必ず届いてはいるんですけども、せっかくその情報が、その必要な方に届いてないというのが一番残念な部分であり、また大事な部分なのではないかなと思いますので、私自身もしっかりこう、そういう方にお話を伺った時に、そういう思いをいただいたのを、しっかりと市の情報と結びつけて、市民の方にお届けできるように、私自身もしっかりと研鑽してまいりたいと思いますので、これからもご指導のほうよろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に冬期間の安全運行の確保についてお伺いいたします。やはり、市民の方が思っている間口除雪というのは、もっとこう自分の思っている間口除雪とは違っていたっていう部分が往々にしてあるのかなって思っています。あと今、たぶんおそらく市長のほうから伺った話は、おそらく市道関係になると思います。やっぱり市民の方は市道だけではなく、県道関係にも沿って生活しておられる方がいらっしゃると思いますので、県道に沿って居住されている方への対応は、どのように考えていますでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

県道の間口除雪の状況についてでございます。当市で行っている間口除雪については、あくまで市道についてございまして、県道のほうは基本的には、間口除雪は行ってございません。ただやはり県道沿いの方から、村山市のほうで最初、先進地として取り組んでおって、村山市のほうから話を聞いてみますと、県道沿いの方から不満の声があるというふうなことで、県道のほうにも、できる限りやっていただくように要請しているというふうな話を聞いております。当市においても、やれる範囲内でやっていただくようにというふうなことで、お願いはしてございます。ただやはり、本町地区などは無理なようございまして、地方部のほうの、雪押し場が広い部分などについては、今後とも県のほうにお願いして、やっていただけるように要請してまいりたいと考えております。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

ありがとうございます。やはり今課長からあったように、しっかりと市道を第一に対応されているってことをお聞きして、またやはり県道、やっぱり、市民の方でも県道に沿っている方もいらっしゃるから、そういう方に対して、間口除雪を行うという市長の公約にもあったと思いますので、なおさらそういう間口除雪という定義が、市民の方はもっと自分が楽にというか、もっと冬に家を出る時にやすくなるんじゃないかという、そういう願望も含めてのたぶん思いが多くあるようですので、やはり先ほど市長からの説明があったように、しっかりと定義のほうを説明していくということもありましたので、やっぱり市民の方が間口除雪は、自分の市また県道も含んでいきますけども、どういうことを間口除雪としてやっているかということ、しっかりと市民の方に認識していただいて、そしてまた協力していただくことが大事なのではないかと思っておりますけど、市長どうでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

県道を除雪している業者さんも、尾花沢市内の方のほうです。ですから、この冬はそちらのほうにも建設課をとおしてですね、県道の除雪ですけども、市民からはできるだけそうしていただきたいという要望があるんだと。そして市道ではやっていますと。ぜひご協力をお願いするという要請はしていきたいと思っております。やはり県道沿いは全然なくて、雪どっさり置いていかれるというのでは、片付けるだけでも大変になります。高齢者対策の1つでもあるわけですし、いかにして安全安心な生活をするかというのを、やはりどの業者さんにもご理解いただいた上で取り組んでいただく。ただ掃けばいいってそういう意識の問題ではないと思うんです。そういったところも含めて、担当課のほうからお願いしていきたいと思っております。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

ありがとうございます。やはり市全域的には昨年から取り組まれたということありますけども、事前にある地区では、しっかりと業者とも降雪前に打ち合わせをして、やられている先進的な地区があって、そこから派生していったってこともお聞きしておりますので、その間口除雪というのをしっかりと市民の方に認識というか、理解していただいて、そして市がしっかりと取り組んでいるということも理解し、また協力

していただくことがお互いの相互理解をしていただいて、スムーズにそして市長が今言われた、安心安全な雪道の除雪をしていくということが大事になると思いますので、やはりよく雪のことで苦情があると、大変言うほうも気まずい思いますけども、言われたほうはやはり一生に残るような、そういう思いになってしまふということなので、そしてその雪自体は春になると、あれだけ2m降って、4m近く積もっても、もう春になると間違いなく消えてしまうので、なるべくその雪によるいさかいと言うか、そういうのはなくしていただくのが大事なのかなと思いますので、今市長が言われたように、しっかりとそれぞれの業者の協力をいただきながら、そしてまた市民の理解をいただきながら、やっぱり尾花沢は、ほかの市町村から比べれると、除雪は本当に綺麗だねってよく言われてはおりますので、市民の方からもしっかりと理解していただいて、尾花沢で住み続けていただけるような除雪を今後ともしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次にもう1点、冬期間の安全運行の確保についてですけども、先ほど市長からありました、認定こども園の北側のほうの側溝のほうに蓋がない側溝があるということで、現在は側溝蓋整備については実施は考えていないということがありましたけども、一昨年ですね、地元の方から、やはり雪道をとおった時に、要するにポールがあそこ立ってなかったの、どこに側溝があるか分からなかったということで、除雪車こう綺麗にこう、あそこもともと住宅跡なので、雪押し場になっているので、全部押してやってるので、どこに側溝があるか分からない状態だったということで、結構除雪すると結構固くなるので、どこまで道路だか分からないということで、踏み外してしまっただけという案件がありまして、そういうことで、ちょっとなんか分かるようにしてもらえないかということで、建設課のほうにも行かせていただいて、またその除雪する時に、その側溝が今のような既存のU字溝ではないので、その場所に合わせて当時作った側溝になっているので、雪を除雪した勢いで、その側溝を壊してしまったという状況がありまして、そこも建設課のほうに、そういう状況があるということで、一昨年届けさせてもらった時に、すぐ建設課のほうで対応していただいて、修復していただいたんですけども、その側溝は生活排水の排水路にもなっておりますので、やはり困っている方、市民の方がいるということで、すぐ対応していただいたんですけども、やはり今年の冬もやはりそうい

う状況で、同じようなところが破損しているという状況をお聞きしているの、そういう状況を踏まえて、やはり今後しっかりと、やっぱり交通量が少ないからということがありますけども、やはり市民の方がそういう困った事案が出ているということもありますので、ぜひU字溝、そしてそれに蓋があるような設置をぜひしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)
建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

お答えいたします。先ほど市長が答弁したとおり、今後認定こども園の開園後の交通量と、それから地域からの要望等を踏まえまして、側溝整備、蓋の設置等については、多くの地域から要望が出ておりますので、そういった要望箇所と調整しながら、対応してまいりたいと考えております。

◎議長(大類好彦議員)
小関議員。

◎10番(小関英子議員)

ありがとうございます。今課長が言われたように、やはりこの場所だけではないというのも承知しておりますので、やっぱりしっかりと現地をまた再確認していただいて、また今度認定こども園が来春なるわけですから、やっぱり間違いなく裏道的なことになりますけど、おそらく増えてくるのではないかなと思いますので、そういう側溝に踏み外してしまっただけとか、そういう事案が起きないことをやっぱり願っておりますので、ぜひ優先順位とありましたけども、しっかりとその対応をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に防災対策の拡充ということについてお伺ひいたします。先ほど市長の答弁のほうにもありましたけど、このたび8月に、NPO法人コメリ災害対策センター様と、災害時の物資提供に関する協定を締結させていただいたと報告をいただきまして、これは地元紙のほうにも掲載されておりましたので、やはりいざという時に、こういう提携をすることは大変大事だなということで思っておりますので、大変嬉しいことでもあります。そこで、簡易トイレの備蓄も含め対応を考えておりますけども、各指定避難所の簡易トイレを考えているでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)
総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。やはり先ほど市長の答弁にもありましたとおり、現在指定避難所におきましても、簡易トイレの設備が備蓄になっていないという状況でございます。そういったことで、今後、その対策が必要だということでございますけれども、まずは指定避難所を中心にですね、この簡易トイレにつきましても、いろいろな種類がございまして、ポータブル的なもので、バケツに溜まるような形式のもので、値段が数千円ぐらいするようでございます。また使い捨てと言いますか、あの既存の洋式トイレのほうにかぶせて、1回1回使い捨てるのもので、1個当たり100円から200円ぐらいの安価なものもあるようでございます。そういった、後段申し上げました、安価な使い捨てるものであれば、ある程度備蓄するものとして、対応が可能ではないかなというふうに考えておるところでございますので、今後予算も関係いたしますけれども、そういった備蓄も早急に考えていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

やはり今課長から説明あったように、内容、ものによって値段はかなり違ってくるということでもありますけど、使い捨てに関しては、やはりよくドライブするときに使うようなものもありますし、それでもやっぱり200円から400円とかってするものもありますので、やはり必ず高いもの、いいものということだけでなく、値段ではなく、使い勝手のいい、使いやすいものを考えていく必要があるのではないかなと思います。必ずやはりあの人が集まれば、排泄物は出てきますので、その時にしっかり対応していくことが衛生面にも大事なことだと思いますので、ぜひ対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

次に、誰もが住みやすい町づくりということで、多くの支援を尾花沢にされているということでもありますので、しっかりとそれを継続していただきながら、またそのニーズに合わせて変えていくということも、大事になってくるのではないかなと思います。イベント等ということで、お話させていただきましたけれども、先ほど市長のほうからは、来月の市制施行60周年記念事業に手話通訳をお願いすると。また車いすの方でも参加できるようにということで、そうやってそれぞれの障がいにあわせて、しっかりと対応していただけるということは、大変ありがたいことだと思います。そして先ほど、手話に関してですけども、一昨年ですか、

手話の講座が数回ありまして、私も参加させていただいたんですけども、やはり回数だけではなかなかこう、実用的に使えるということは、やっぱり1つずつ、1つ2つ覚えるのがやっとなんですけど、でもその手話教室というのを、続けていくことは必要なのではないかなと、その時に思ったところでもありますけれども、今後の手話教室などを開催する予定などはありませんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。手話教室については、議員仰るように、一昨年まで夏の1ヵ月から2ヵ月間、週1回程度の1時間程度というふうなことで、社会福祉協議会のほうで行っておりました。そのことで社会福祉協議会のほうに問い合わせたところ、スタッフの人材不足といいますか、というふうなことで、去年からやめているというような状況です。そのご要望をお受けいたしましたして、もう一度その辺のところ話し合ってみたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

ありがとうございます。今お話いただいたように、やはりスタッフの人材不足というのがありますが、やはりあの時、思い出しますと、市の職員の方も何名か来られて、一緒に講師として参加していただいて、またこの時、すばらしい取り組みだと思ったのは、聴覚障がいの方が直接来ていただいて、自分が常日頃生活で使っていることを、やっぱり先生として、講師として招いていただいたということは、本当に自分も感動して、その講座を受けた記憶がありますので、ぜひそうやって、一緒になって講座を開いて、そしてその短期間ではなく、やっぱり半年とか、そういう長期間することによって、やっぱり夏1ヵ月2ヵ月とかじゃなくて、半年ぐらいにして、ちょっと話大きくなるかもしれないんですけど、この講座に参加した人で、手話で市の文化祭で発表するとか、そういうふうと一緒に何かをこう、物事を行っていくということができれば、もっとその手話教室の内容が拡充というか、市民の方にもっと知っていただく機会になるのではないかなと思いますので、そういう手話教室のもっと拡大した考え方はできないでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

議員からは、その手話教室、そしてその先、もっと発展的な考えはないかというふうなご質問かと思えます。そのことも含めまして、実施機関であります社会福祉協議会のほうと協議してまいりたいと思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

ありがとうございます。ぜひせっかくあったことを、やっぱり大事なことだと思いますので、再開していただいて、それが継続していただいて、市民の方に周知いただき、やっぱり手話というのは1つの言語だと思いますので、やはり1つでも、何か覚えていれば、聴覚障がい者の方ともコミュニケーションを取ることができるということは、大変大事なことになるのかなと思いますので、ぜひ発展的なものにできるように、ぜひお願いしたいと思います。

最後にSDGsについてですけども、やはり国連で採択されたということもありまして、しっかりと2018年度版には各自治体で取り組むようにということで、されておるということを、今先ほど市長のほうからありましたので、しっかりと第7次総合振興計画のほうには盛り込んでいくということを答弁いただきましたので、やっぱり尾花沢市でもしっかりとSDGsに取り組んでいるということ、しっかりと市民の方にも周知していくことが大事なのではないかと思いますけど、市長、それに対していかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

SDGsというと、なかなかそれが市民の間には広がっていかないと。それで先ほど申し上げた持続可能な開発目標というふうなことで、それをやっぱり具体的にどういうことなのかというのを示していかないと、ここでこの議場でSDGs、SDGsと言っても、市民にはまず広がっていかないと。ですから、具体的な、例えば1つのこれから取り組んでいく中で、これはSDGsのこの部分に該当しますよとか、そういう形での関連性を持たせて話していく、そういうふうな形でやっていったほうが、より市民の皆さんに浸透していくんじゃないかなと思います。あえてSDGsは、こういうものですよというものではないと思いますので、そういう点をご理解をお願いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

市長が今言われたように、持続可能なのところがやっぱり大事になってくると思いますので、しっかりとその考えを持って、尾花沢市は取り組んでいるということが大事になってくると思いますので、やはり自治体がしっかりと取り組むことによって、日本全体としても、目標達成をしていくことができることだと思いますので、ぜひ尾花沢市でも意識をして取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、小関英子議員の質問を打ち切ります。

本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散会 午後4時15分